



いのち
支える

袋井市自殺対策計画

生きるとは

かけがえのない // いのち //

誰もが生きる喜びを感じられるまち

平成31(2019)年3月
袋井市

目次

第1章 自殺対策計画策定にあたって

- 1 策定の趣旨 P 1
- 2 自殺対策についての基本認識 P 2
- 3 計画の位置付け P 5
- 4 計画期間 P 5

第2章 袋井市における自殺の現状と課題

- 1 自殺の現状 P 6
- 2 課題 P 19

第3章 基本理念及び施策の体系等

- 1 基本理念 P 22
- 2 数値目標 P 22
- 3 基本方針 P 24
- 4 それぞれの主体が果たすべき役割 P 27
- 5 基本的な視点 P 29
- 6 施策の体系 P 30

第4章 袋井市民の“いのち”を守る取組

- 1 施策の展開 P 31
 - 基本方針1 “生きる”喜びを感じられる環境をつくります P 31
 - 基本方針2 悩みを抱える人に気付き、手を差し伸べます P 39
 - 基本方針3 次世代を担う子どもたちの“いのち”を守ります P 57
 - 基本方針4 かけがえのない“いのち”を守る体制をつくります P 60
- 2 基本施策別取組一覧 P 63

第5章 自殺対策の推進体制

- 1 計画の推進体制 P 67
- 2 進行管理 P 67
- 3 取組指標等の一覧 P 68

第6章 参考資料

- 1 計画の策定体制 P 69
- 2 計画の策定経過 P 69
- 3 袋井市自殺対策計画策定委員会名簿 P 70
- 4 袋井市自殺対策庁内連絡会議名簿 P 70
- 5 袋井市内及び近隣市町等の相談窓口等一覧 P 71

はじめに

～誰も自殺に追い込まれることのない

袋井市を目指して～



我が国の年間自殺者数は、平成10年に急増してから年間3万人超と高まっていますが、国を挙げた自殺対策が総合的に推進された結果、平成22年以降、減少に転じてはいるものの、依然として、自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数も毎年2万人を超え、未だに非常事態が続いていると言わざるを得ない状況にあります。

袋井市におきましても、毎年10人を超える尊い命が自死によって失われております。この事実は、御家族や御友人をはじめ、周りの方々など、多くの方々に途方もない悲しみを与え、その悲しみがずっと続くことを私たちは重く受け止めなければならないと強く感じています。

私は、市民一人ひとりが健康意識を高く持ち、「心の健康」、「からだの健康」、「まちの健康」を追求し、全ての人々を幸せにし、市民の皆さんが住んで良かったという喜びを実感できるまち『健康文化都市』を実現させることが、正に、自殺予防対策の「生きることの包括的な支援」につながるものと考えております。

今回策定いたしました「袋井市自殺対策計画」におきましても、日本一健康文化都市の取組を更に推進し、生きがいや生きることの喜びを感じられる取組に重点を置いた計画といたしました。

また、本計画では、行政だけでなく、市民・地域、関係団体・専門機関、企業・事業所、学校などが、それぞれの果たすべき役割を理解し、相互の連携や協働により自殺対策の総合的な推進を図ることとしております。市民の皆様には、自殺を身近な問題として捉え、一人ひとりが自殺予防を我が事として取り組んでいただくとともに、地域のつながりや支え合いの中で、生きることに喜びを感じられる地域社会の実現が図れますよう、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、袋井市自殺対策計画の策定にあたり、多大なる御尽力をいただきました「袋井市自殺対策計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、貴重な御意見や御提案をいただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成31（2019）年3月

袋井市長

原田英之



第 1 章

自殺対策計画策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超え、平成22年以降は7年連続して減少しているものの、依然として年間2万人を超えており、自殺死亡率[※]は、主要先進7か国で最も高い状況となっています。

国においては、平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、平成19年にはこの法律に基づき、国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。また、平成24年8月には、この大綱の全体的な見直しが行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが明示されました。さらに、平成28年4月に「自殺対策基本法」を一部改正し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と定義し、平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、新たに2026年までに自殺死亡率を2015（平成27）年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とすることを数値目標として掲げたところです。

静岡県においては、大切ないのちを自殺により失う人を一人でも少なくするため、平成25年3月に「いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」を策定し、平成30年3月には、更に、効果的な自殺対策を総合的に推進するため、自殺総合対策大綱等を踏まえて、「第2次いのちを支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」が策定されたところです。

この様な背景を踏まえ、本市においても自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、効果的かつ総合的に推進し、自殺に追い込まれる人を一人でも少なくすることを目的に、「袋井市自殺対策計画」を策定するものです。

本計画の推進により、市民一人ひとりが、いのちの尊さを理解し、生きることに喜びを感じられる袋井市の実現を目指します。

※ 自殺死亡率…人口10万人あたりの自殺者数

2 自殺対策についての基本認識

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であるという観点から、本市においても次の認識を踏まえて取り組んでいきます。

○自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺は、人が自らのいのちを絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、いのちを絶たざるを得ない状況に追い込まれる過程とその結果として捉える必要があります。それは、自殺に至る心理として、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態に陥ったり、役割喪失感や与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまったりすることが考えられるからです。

経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により、解決が可能な場合があります。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、適切な専門機関への相談やうつ病等の治療につなげるなど、社会的な支援の手を差し伸べることにより、解決できる場合もあります。

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」となる過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因を減らし、自己有用感[※]や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生きる権利を守るという姿勢で推進することが必要です。

※ 自己有用感…誰かの役に立ちたいという成就感や誰かに必要とされているという満足感をいう。

○自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。特に、自殺者が多い中高年男性は、こころの問題を抱えやすい上、相談することに対する心理的な抵抗から問題を深刻化しやすいといわれています。

死にたいと考えている人も、こころの中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠、原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多くあります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医療等の専門機関につなぐとともに、その支援を受けながら見守っていきけるよう、自殺対策に関する情報の周知・啓発に取り組んでいくことが必要です。

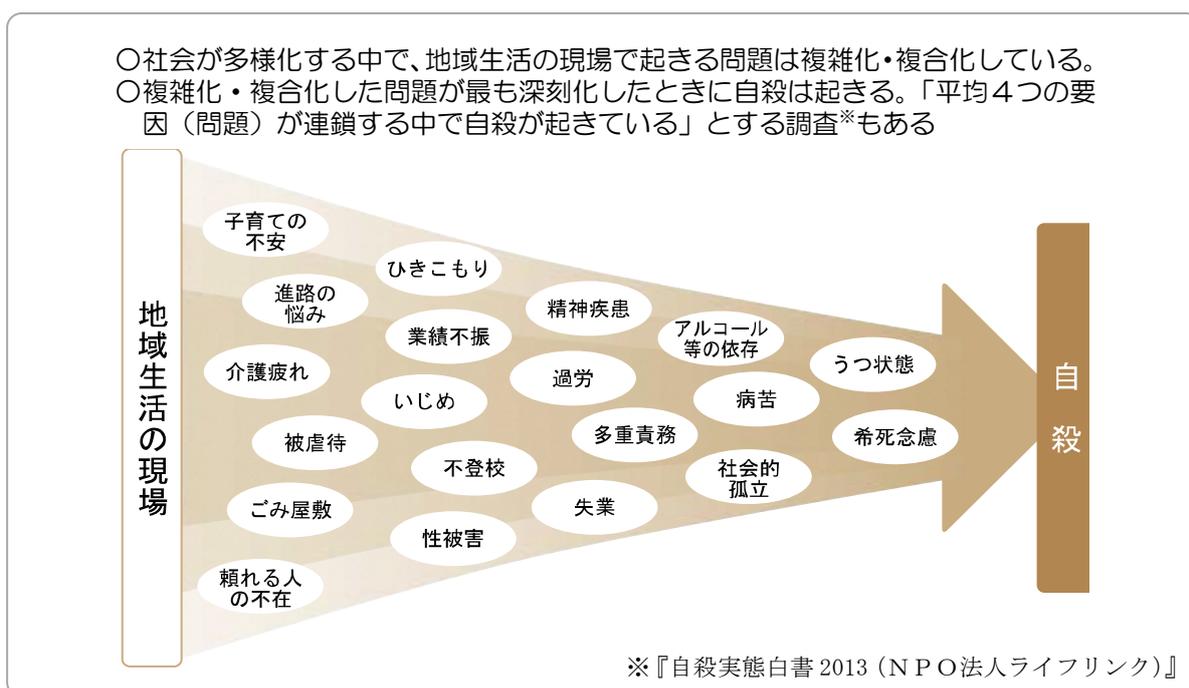
○自殺の状況は、非常事態である

平成10年に急増してから年間3万人を超え高止まっていた我が国の年間自殺者数は、国、地方公共団体、関係団体や民間団体等による様々な取組の結果、平成22年以降7年連続して減少し、平成27年には平成10年以前の水準となりました。

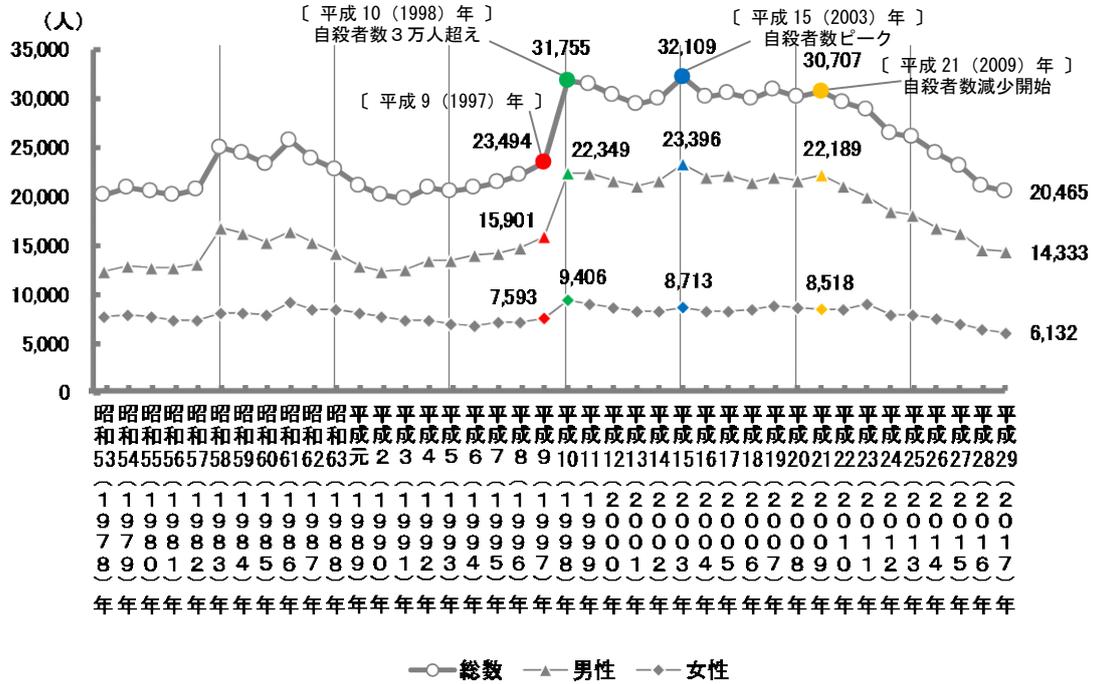
しかし、それでも非常事態は未だ続いていると言わざるをえない状況にあり、若年層では、20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降概ね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の最も高いものが自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べて、ピーク時からの減少率が低くなっています。さらに、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超え、かけがえない多くの人が日々、自殺に追い込まれています。

自殺は、経済・生活問題、健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化等、様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、生育環境、死生観等が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このため、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携して取り組む必要があります。また、連携の効果を更に高めるためには、様々な分野において生きることの包括的な支援にあたる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



自殺者数の推移



資料：人口動態統計※（厚生労働省）

※「人口動態統計」とは

厚生労働省が行なっている日本の人口動向を明らかにする指定統計で、出生、死亡、婚姻、離婚の届け出に基づき行われることから、動態統計調査といわれています。

※ 自殺に関する統計について

自殺の統計には、「警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）」と「厚生労働省の人口動態統計」の2種類あり、「自殺統計」と「人口動態統計」では、次のとおり調査対象等に違いがあります。

(1) 調査対象の差異

「自殺統計」は、総人口（日本における外国人も含む）を対象としているのに対し、「人口動態統計」は日本における日本人を対象としています。

(2) 調査時点の差異

「自殺統計」は、発見地を基に自殺死体発見時点（正確には認知）で計上しているのに対し、「人口動態統計」は住所地を基に死亡時点で計上しています。

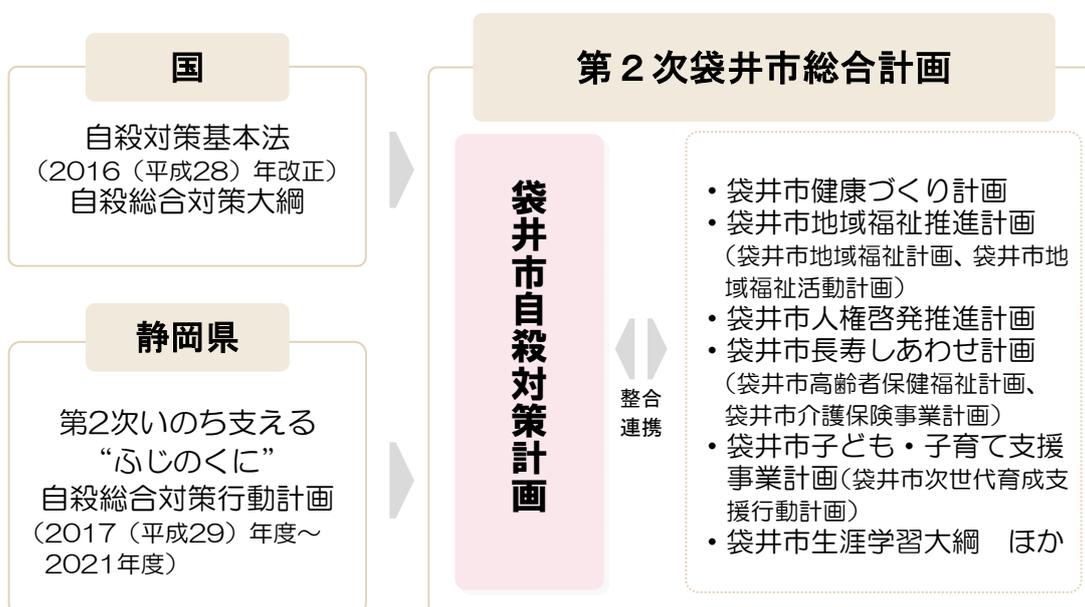
(3) 事務手続き上（訂正報告）の差異

「自殺統計」は、捜査等により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し、計上しているのに対し、「人口動態統計」は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨、訂正報告がない場合は自殺に計上していません。

3 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

また、静岡県の「第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画」や本市の最上位計画である「第2次袋井市総合計画」、「袋井市健康づくり計画」、「袋井市地域福祉推進計画」、「袋井市人権啓発推進計画」、「袋井市長寿しあわせ計画」、「袋井市子ども・子育て支援事業計画」、「袋井市生涯学習大綱」等との整合性を図りながら策定します。



4 計画期間

本計画の計画期間は、2019(平成31)年度から2022年度までの4年間とします。ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行いながら、適宜内容の見直しを行うこととします。

| 2017 (平成29)年度 | 2018 (平成30)年度 | 2019 (平成31)年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|---------------------------------|------------------|------------------|--------|--------|--------|
| | | 袋井市自殺対策計画 | | | |
| 自殺総合対策大綱【国】 | | | | | |
| 第2次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画【静岡県】 | | | | | |



第2章

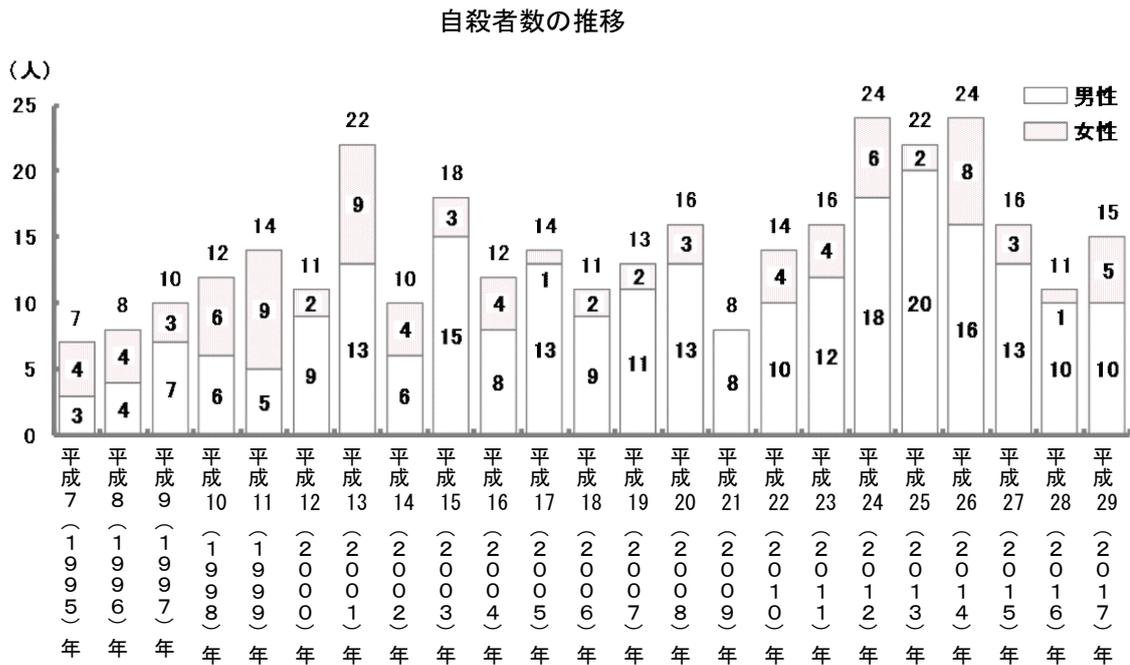
袋井市における自殺の現状と課題

1 自殺の現状

(1) 自殺者数の推移

ア 自殺者数の推移

平成7年からの自殺者数の推移をみると、年々増加傾向にありましたが平成26年をピークに減少に転じ、平成28年には大幅に減少したものの、平成29年には再び増加しています。性別でみると、平成12年からは女性に比べ、男性が多くなっています。

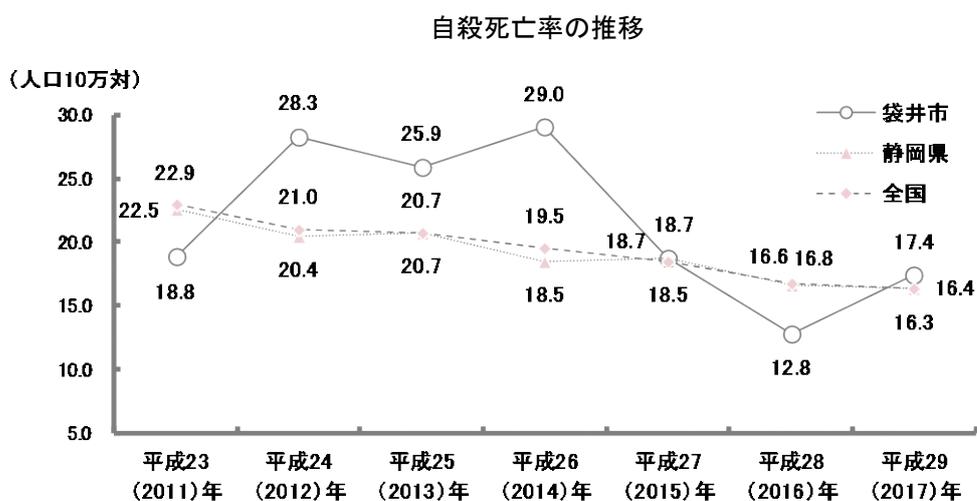


資料：人口動態統計（厚生労働省）

イ 自殺死亡率の推移

自殺死亡率の推移をみると、平成26年をピークに減少に転じ、平成28年には大幅に減少したものの、平成29年には再び増加し17.4となっています。

また、全国、静岡県に比べ、平成24年から平成26年まで、自殺死亡率が高くなっています。



(単位：人)

| | 平成 23年 (2011) | 平成 24年 (2012) | 平成 25年 (2013) | 平成 26年 (2014) | 平成 27年 (2015) | 平成 28年 (2016) | 平成 29年 (2017) |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 袋井市 | 18.8 | 28.3 | 25.9 | 29.0 | 18.7 | 12.8 | 17.4 |
| 静岡県 | 22.5 | 20.4 | 20.7 | 18.5 | 18.7 | 16.6 | 16.3 |
| 全国 | 22.9 | 21.0 | 20.7 | 19.5 | 18.5 | 16.8 | 16.4 |

資料：人口動態統計（厚生労働省）

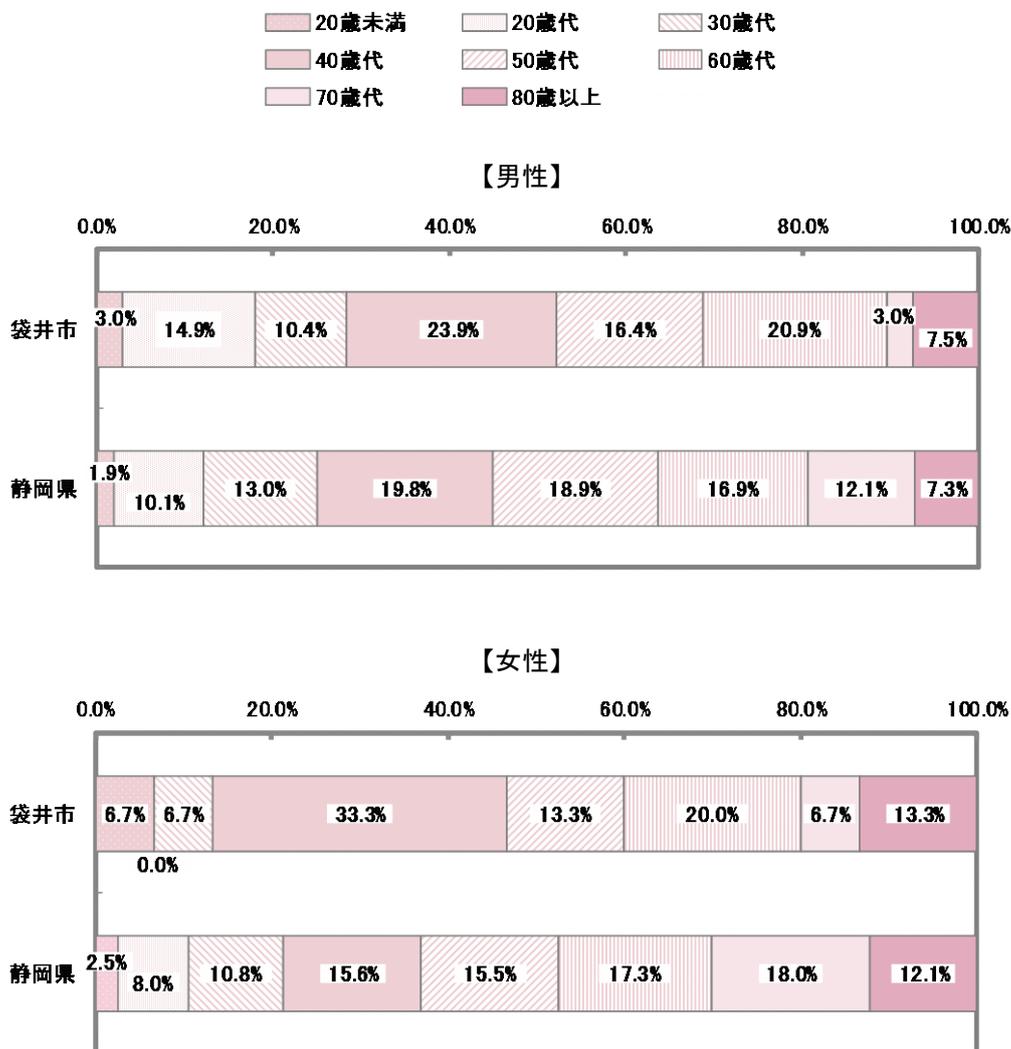
ウ 年代別自殺者の状況

(ア) 性別自殺者の年齢構成

性別自殺者の年齢構成をみると、男性は40歳代の割合が23.9%で最も高く、静岡県（19.8%）に比べても高くなっています。

また、女性は40歳代の割合が33.3%で最も高く、静岡県（15.6%）に比べかなり高くなっています。

性別自殺者の年齢構成（平成25年～平成29年）



資料：地域自殺実態プロファイル*【2018】

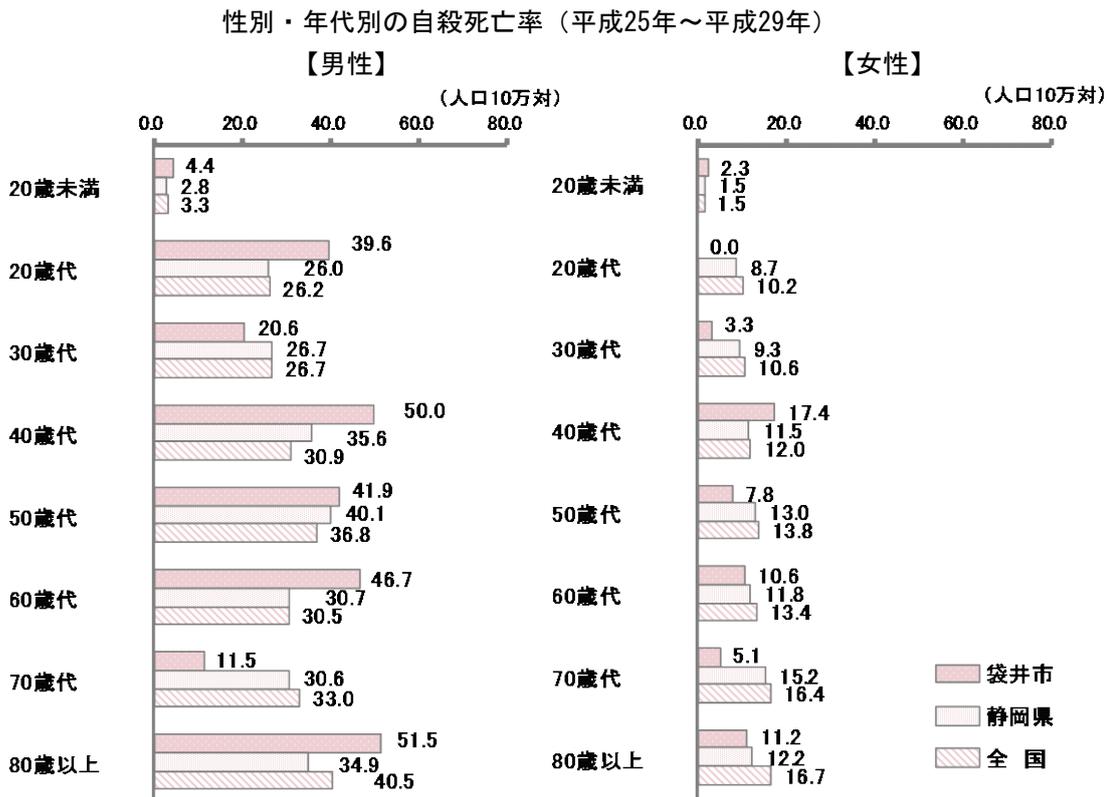
※「地域自殺実態プロファイル」とは

自殺総合対策推進センターが作成したデータで、国勢調査、人口動態統計、自殺統計、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺率についてまとめて、自殺の実態を明らかにするものです。

(イ) 性別・年代別の自殺死亡率

性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性では20、40、50、60歳代、80歳以上で全国、静岡県より高く、40歳代では50.0%と全国、静岡県を大きく上回っています。

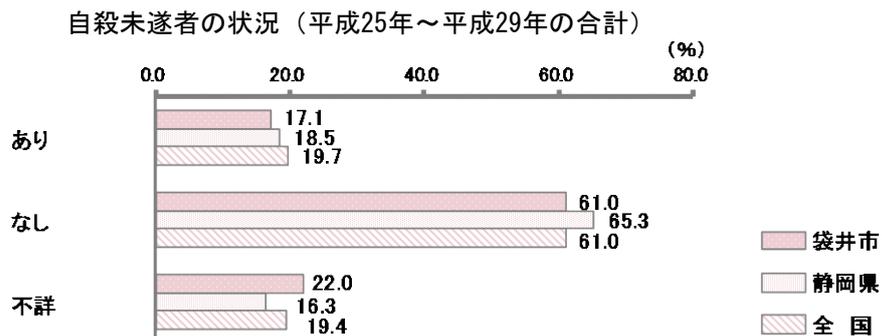
また、女性では、40歳代で全国、静岡県より高くなっていますが、60歳代は全国、静岡県と同程度となっています。



資料：地域自殺実態プロフィール【2018】

エ 自殺未遂歴の有無

本市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は17.1%で、静岡県の18.5%、全国の19.7%と大きな差はみられません。



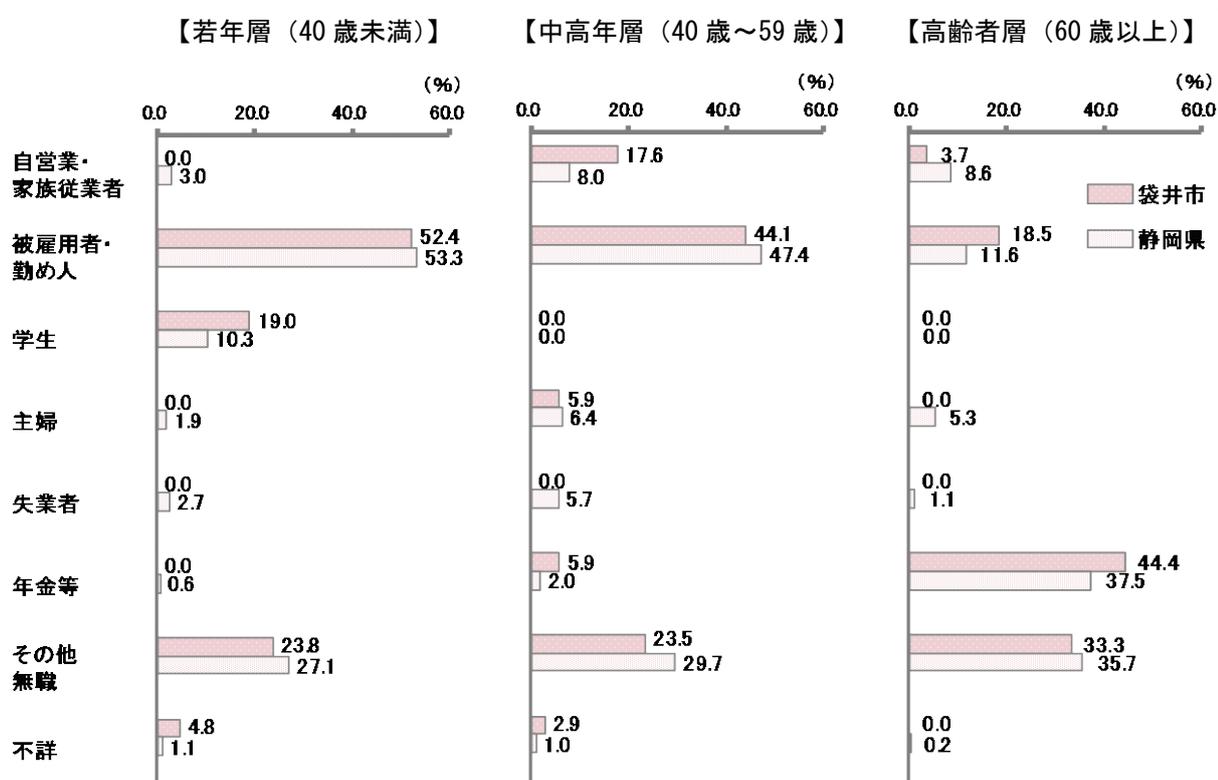
資料：地域自殺実態プロフィール【2018】

オ 職業別の自殺者数の状況

職業別の自殺者の割合をみると、「被雇用者・勤め人」の割合が、若年層（40歳未満）で52.4%、中高年層（40歳～59歳）で44.1%と共に割合が高く、高齢者層（60歳以上）では「年金等」の割合が44.4%と高くなっています。

また、静岡県の割合をみると、「被雇用者・勤め人」の割合が、若年層（40歳未満）で53.3%、中高年層（40歳～59歳）で47.4%と共に割合が高く、高齢層（60歳以上）では「年金等」の割合が37.5%と高くなっており、同じ様な傾向にあります。

職業別の自殺者の状況（平成25年～平成29年の合計）



※ 40歳未満を若年層、40歳～59歳までを中高年層、60歳以上を高齢者層として区分しています。

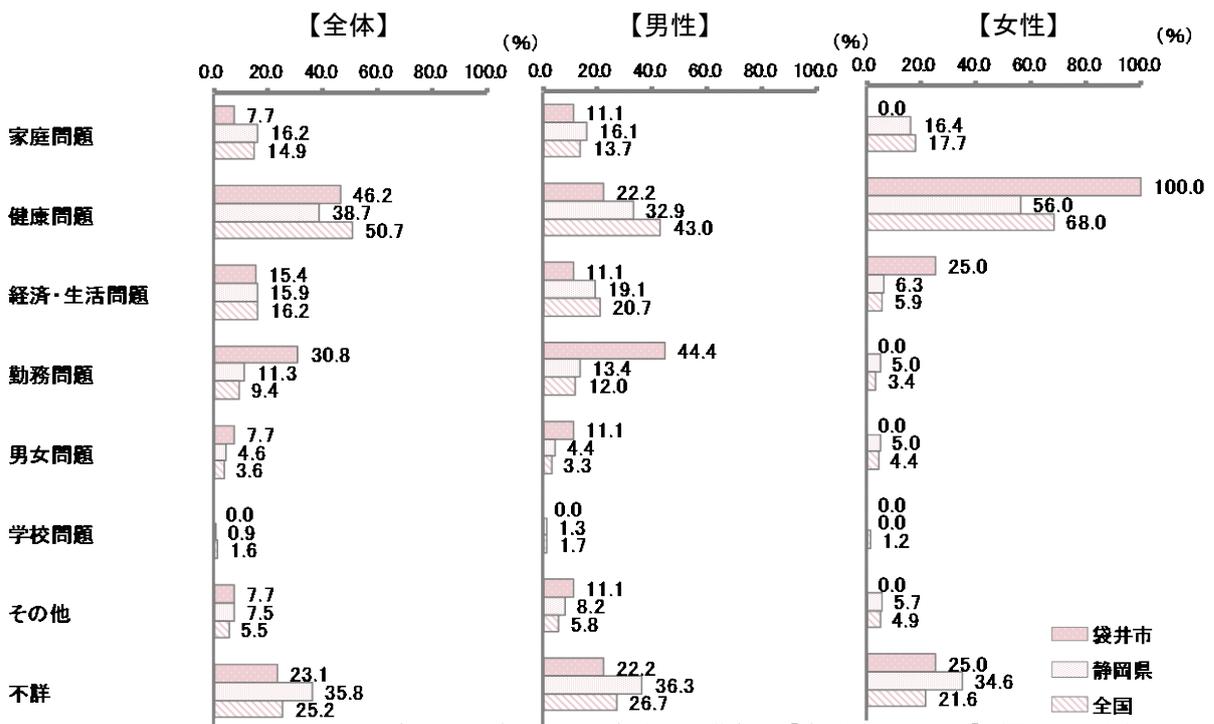
資料：地域自殺実態プロファイル【2018】

カ 自殺の原因・動機

本市で発生した自殺の原因・動機は、「健康問題」が46.2%と最も高く、次いで「勤務問題」の30.8%となっています。全国、静岡県と比較すると、男性は、「勤務問題」の割合が全国、静岡県に比べ高くなっており、女性は、全国、静岡県と同様に「健康問題」が最も多くなっています。

自殺の原因・動機の状況（平成29（2017）年）

| | | 家庭問題 | 健康問題 | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 男女問題 | 学校問題 | その他 | 不詳 | 総数 | |
|----|------|------|-------|---------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-----|
| 総数 | 袋井市 | 人数 | 1人 | 6人 | 2人 | 4人 | 1人 | 0人 | 1人 | 3人 | 13人 |
| | 袋井市 | 割合 | 7.7% | 46.2% | 15.4% | 30.8% | 7.7% | 0.0% | 7.7% | 23.1% | — |
| | 県割合 | | 16.2% | 38.7% | 15.9% | 11.3% | 4.6% | 0.9% | 7.5% | 35.8% | — |
| | 全国割合 | | 14.9% | 50.7% | 16.2% | 9.4% | 3.6% | 1.6% | 5.5% | 25.2% | — |
| 男性 | 袋井市 | 人数 | 1人 | 2人 | 1人 | 4人 | 1人 | 0人 | 1人 | 2人 | 9人 |
| | 袋井市 | 割合 | 11.1% | 22.2% | 11.1% | 44.4% | 11.1% | 0.0% | 11.1% | 22.2% | — |
| | 県割合 | | 16.1% | 32.9% | 19.1% | 13.4% | 4.4% | 1.3% | 8.2% | 36.3% | — |
| | 全国割合 | | 13.7% | 43.0% | 20.7% | 12.0% | 3.3% | 1.7% | 5.8% | 26.7% | — |
| 女性 | 袋井市 | 人数 | 0人 | 4人 | 1人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 4人 | 4人 |
| | 袋井市 | 割合 | 0.0% | 100.0% | 25.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 25.0% | — |
| | 県割合 | | 16.4% | 56.0% | 6.3% | 5.0% | 5.0% | 0.0% | 5.7% | 34.6% | — |
| | 全国割合 | | 17.7% | 68.0% | 5.9% | 3.4% | 4.4% | 1.2% | 4.9% | 21.6% | — |



資料：地域における自殺の基礎資料【自殺日・住居地】（厚生労働省）

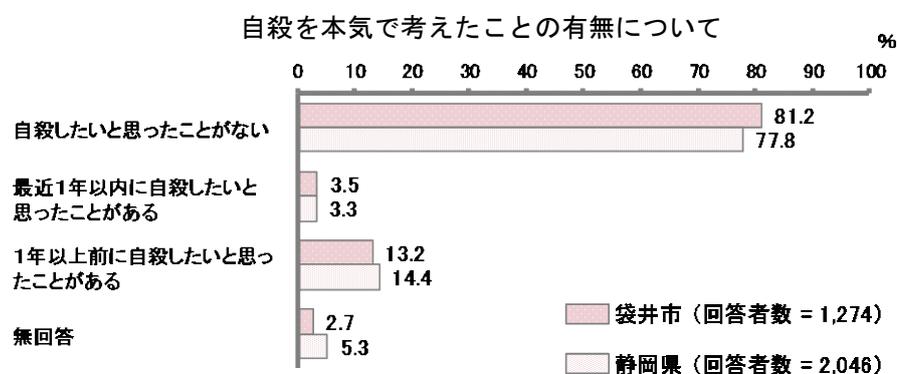
※ 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としています。

(2) アンケート調査結果

ア 自殺を本気で考えたことの有無について

自殺を本気で考えたことの有無については、「1年以上前に自殺したいと思ったことがある」の割合が13.2%、「最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」の割合が3.5%となっています。また、静岡県と比べて、「自殺したいと思ったことがない」がわずかに高くなっています。

性別・年代別でみると、男性の30歳代、女性の20歳代で「最近1年以内に自殺したいと思ったことがある」「1年以上前に自殺したいと思ったことがある」の割合が高く、いずれも3割を超えています。



【性別・年代別】

(単位：%)

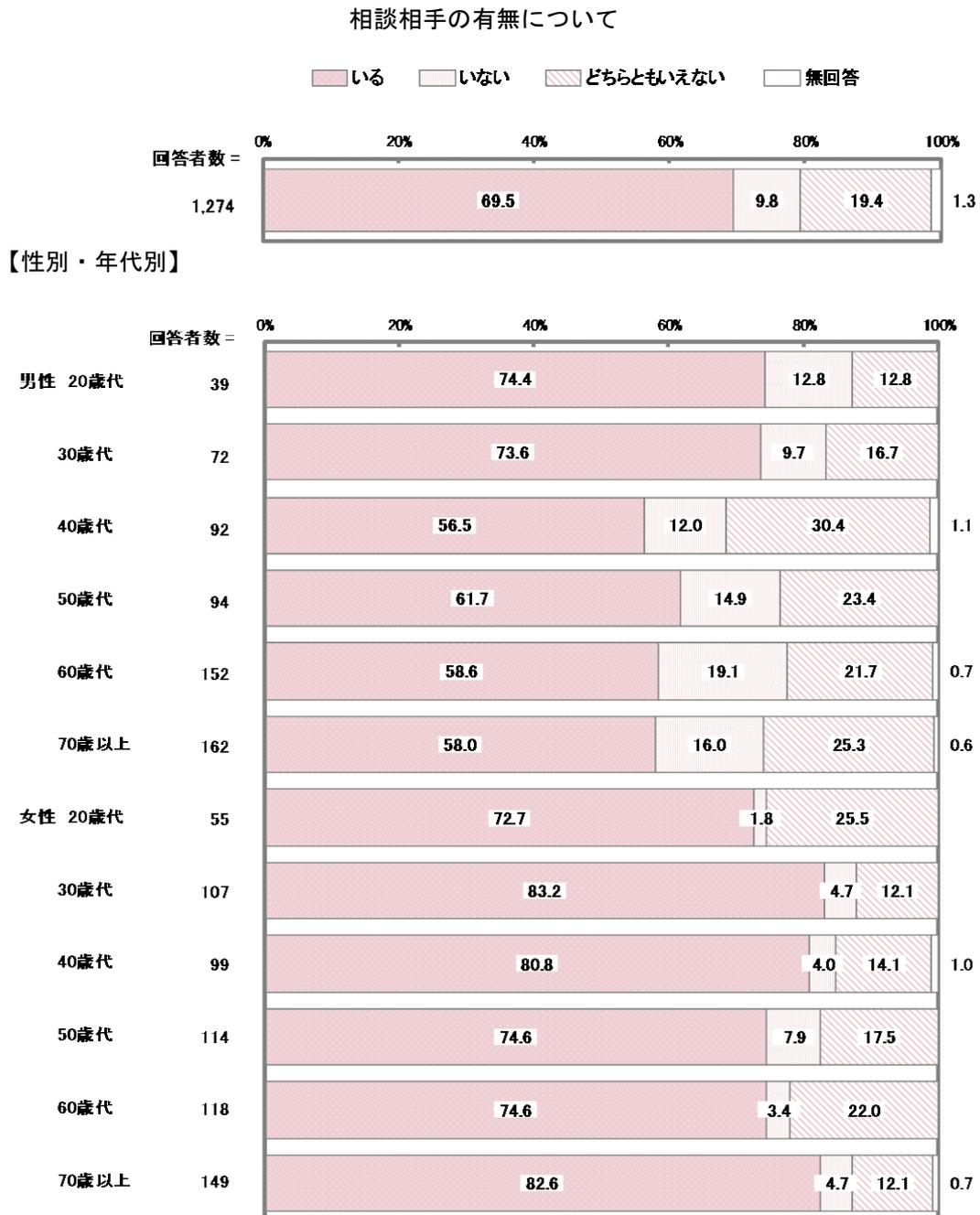
| 区分 | 有効回答数 (件) | 自殺したいと思っ たことがない | 最近1年以内に 自殺したいと思っ たことがある | 1年以上前に 自殺したいと思っ たことがある | 無回答 |
|---------|-----------|--------------------|-------------------------------|------------------------------|-----|
| 男性 20歳代 | 39 | 76.9 | 10.3 | 15.4 | — |
| 30歳代 | 72 | 66.7 | 8.3 | 26.4 | — |
| 40歳代 | 92 | 78.3 | 4.3 | 18.5 | — |
| 50歳代 | 94 | 76.6 | 1.1 | 19.1 | 3.2 |
| 60歳代 | 152 | 89.5 | 3.3 | 5.3 | 2.6 |
| 70歳以上 | 162 | 92.0 | 2.5 | 3.1 | 3.1 |
| 女性 20歳代 | 55 | 65.5 | 5.5 | 29.1 | 1.8 |
| 30歳代 | 107 | 72.0 | 6.5 | 22.4 | — |
| 40歳代 | 99 | 78.8 | 2.0 | 19.2 | — |
| 50歳代 | 114 | 83.3 | 3.5 | 13.2 | — |
| 60歳代 | 118 | 88.1 | — | 10.2 | 1.7 |
| 70歳以上 | 149 | 87.9 | 2.0 | 4.7 | 5.4 |

資料：平成30年度 袋井市総合計画推進に係る市民意識調査
静岡県 平成29年度県政世論調査

イ 相談相手の有無について

悩みを抱えたとき等に、相談したり、助けを求めたりすることができる「相談相手の有無について」は、「いる」の割合が69.5%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が19.4%となっています。

性別・年代別で見ると、女性の30、40歳代、70歳以上で「いる」の割合が高く、いずれも8割を超えています。男性の40、50、60歳代、70歳以上では「いる」の割合が低く、6割程度となっています。

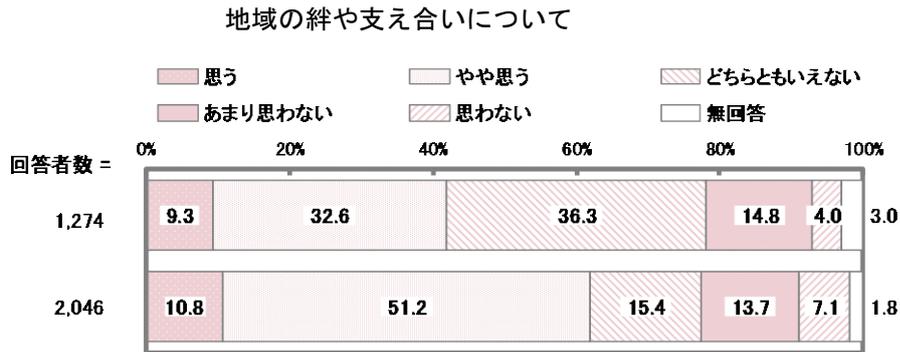


資料：平成30年度 袋井市総合計画推進に係る市民意識調査

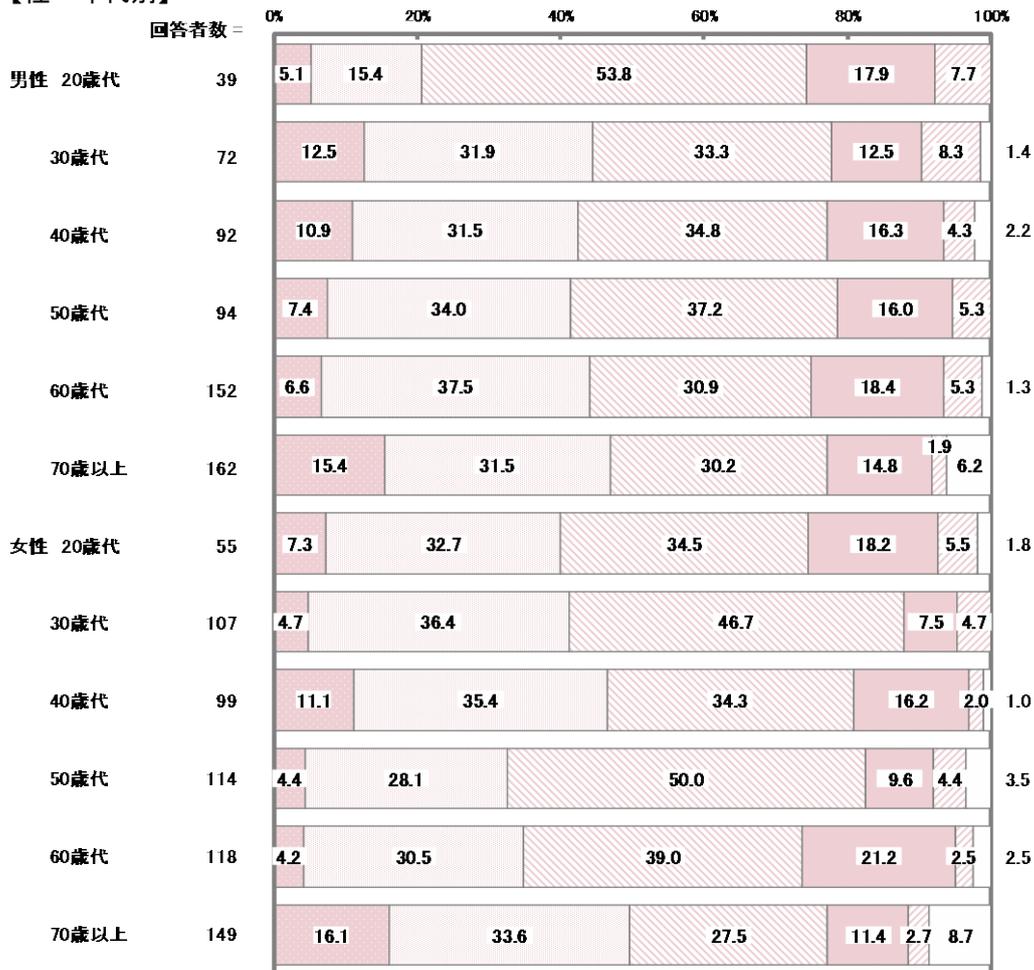
ウ 地域の絆や支え合いについて

「地域の絆や支え合いの仕組みが形成されていると思うか」という問いに対しては、“思う”（「思う」＋「やや思う」）の割合が41.9%、“思わない”（「あまり思わない」＋「思わない」）の割合が18.8%、「どちらともいえない」の割合が36.3%となっています。

性・年代別でみると、男性、女性の70歳以上で“思う”の割合が共に最も高く、約5割となっています。



【性・年代別】



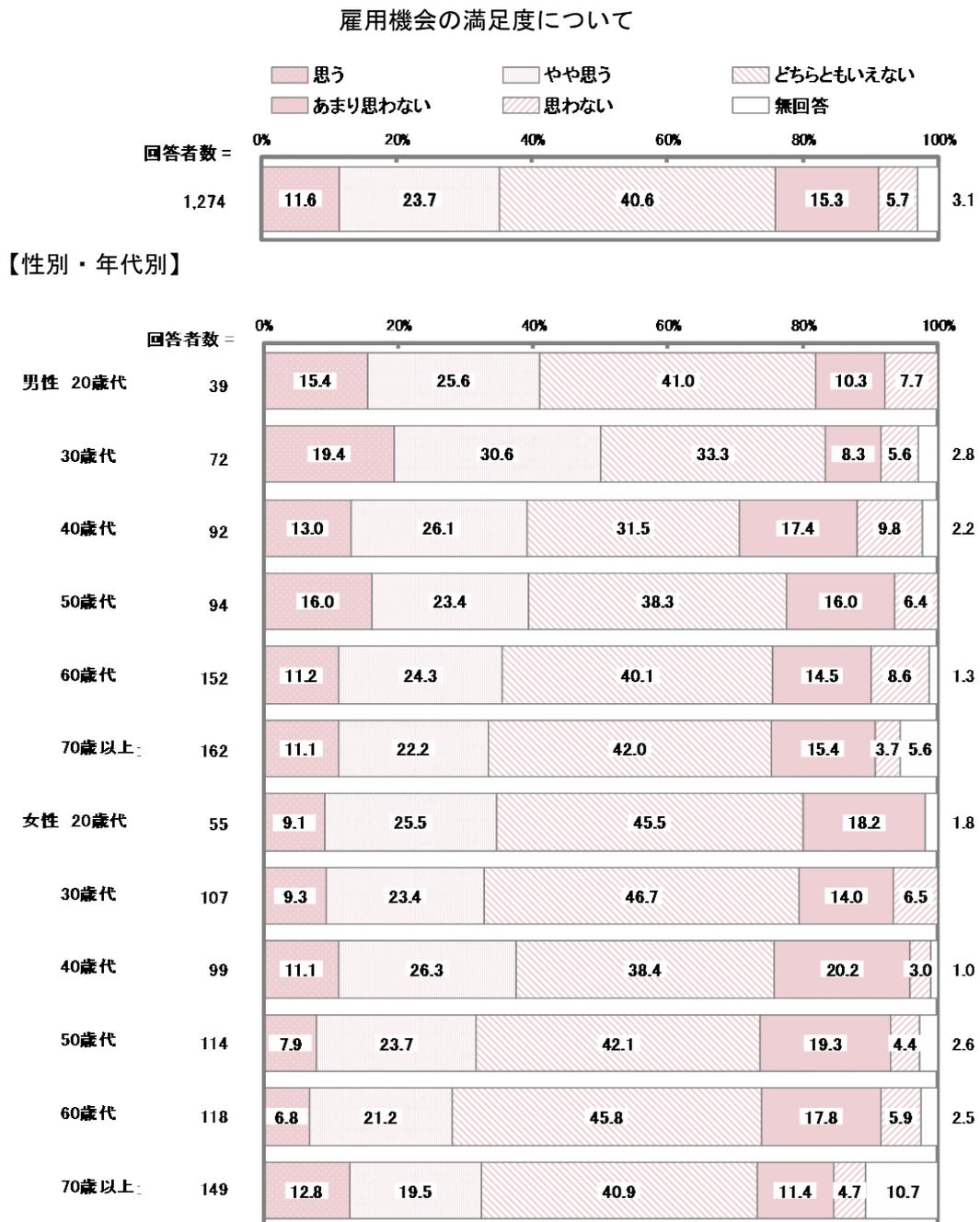
資料：平成30年度 袋井市総合計画推進に係る市民意識調査
静岡県 平成29年度県政世論調査

※ 静岡県では、「やや思う」が「どちらかといえばそう思う」、「どちらともいえない」が「わからない」、「あまり思わない」が「どちらかといえばそう思わない」となっています。

エ 雇用機会の満足度について

「雇用機会に恵まれているか」という問いに対しては、「満足」と「思う」（「思う」＋「やや思う」）の割合が35.3%、「どちらともいえない」の割合が40.6%、「思わない」（「あまり思わない」＋「思わない」）の割合が21.0%となっています。

性別・年代別で見ると、男性の40歳代で「思わない」の割合が高く、27.2%となっています。

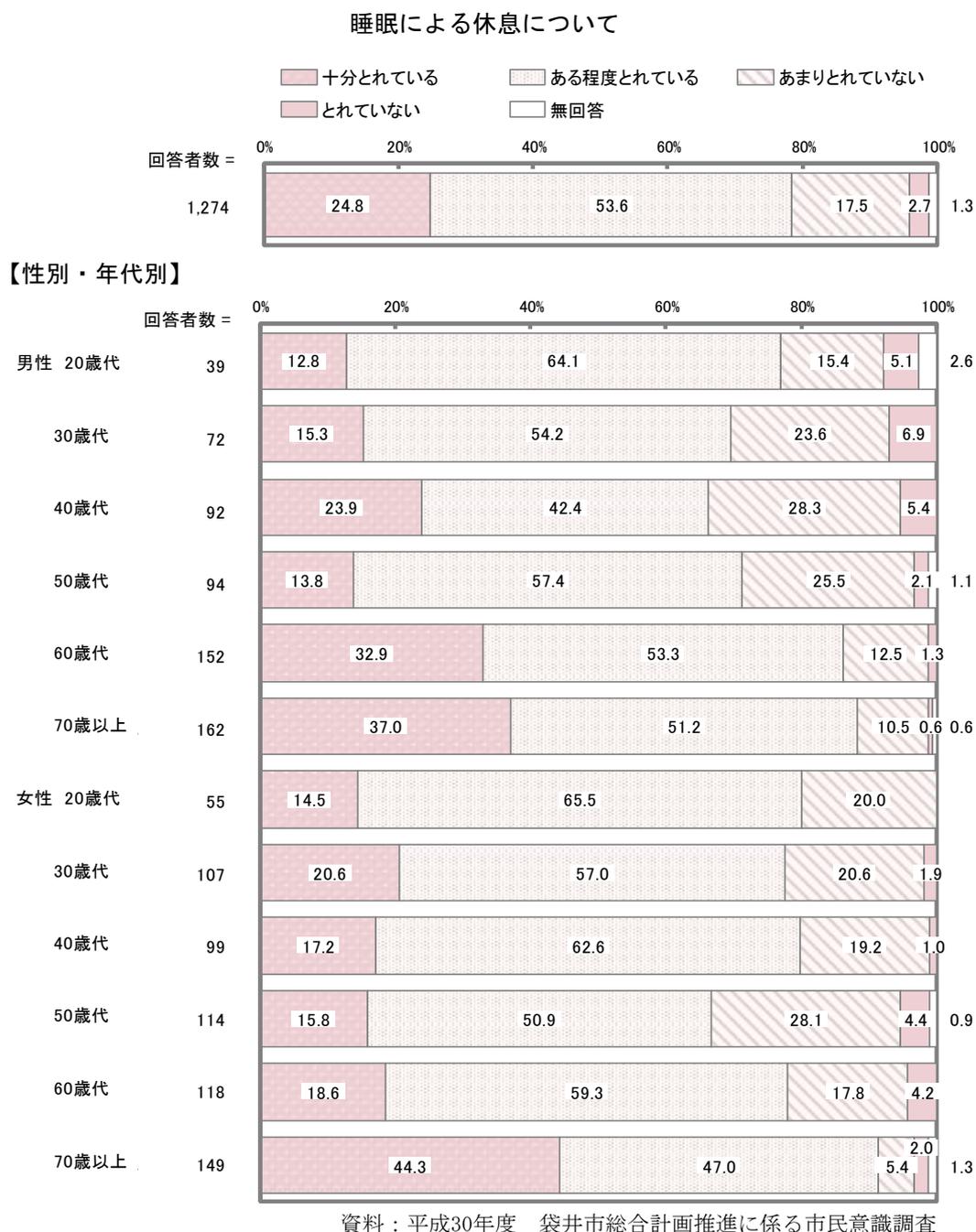


資料：平成30年度 袋井市総合計画推進に係る市民意識調査

オ 睡眠による休息について

「睡眠による休息について」は、「とれている」（「十分とれている」＋「ある程度とれている」）の割合が78.4%、「とれていない」（「あまりとれていない」＋「とれていない」）の割合が20.2%となっています。

性別・年代別で見ると、男性の60歳代及び70歳以上、女性の70歳以上で“とれている”の割合が高く、いずれも約9割となっています。また、男性の30、40歳代、女性の50歳代で“とれていない”の割合が高く、いずれも3割を超えています。

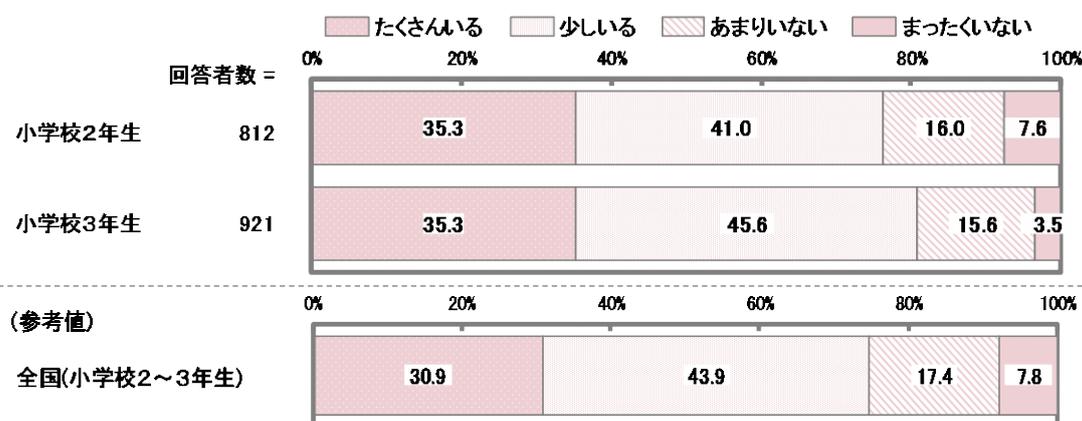


カ 子どもの相談の状況について

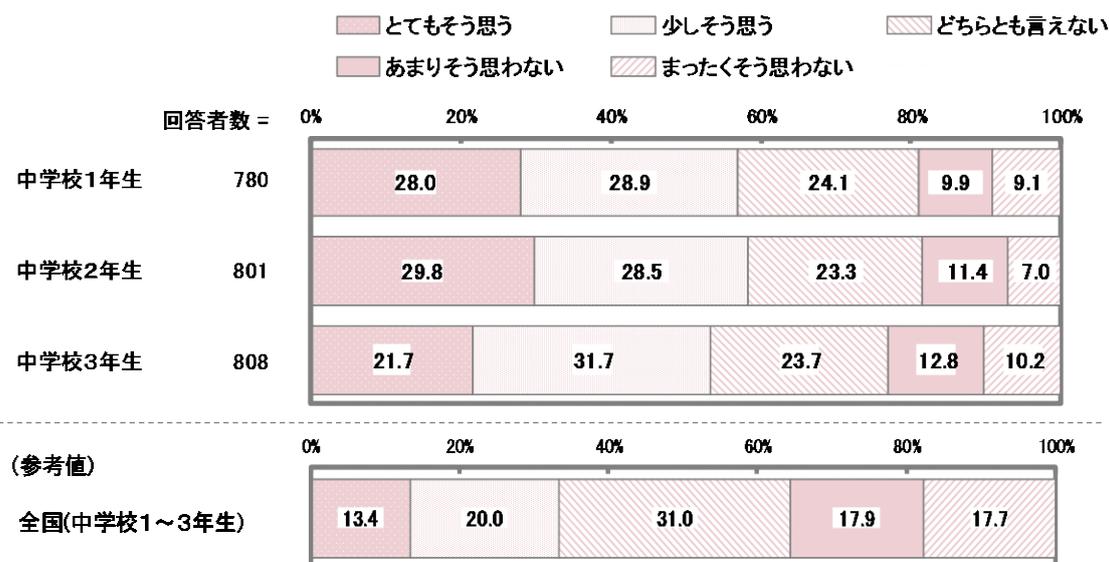
「困ったときに話を聞いてくれる友達がいるか」について、小学2年生、3年生ともに約8割の子どもが“いる”（「たくさんいる」＋「少しいる」）と回答しており、全国と比べてやや高くなっています。

また、「学校内に悩みを相談できる先生がいるか」について、中学1年生から3年生のいずれの学年においても“思う”（「とてもそう思う」＋「少しそう思う」）の割合が50%を超えており、全国と比べて約20ポイント高くなっています。

困ったときに話を聞いてくれる友達がいるか



学校内に悩みを相談できる先生がいるか

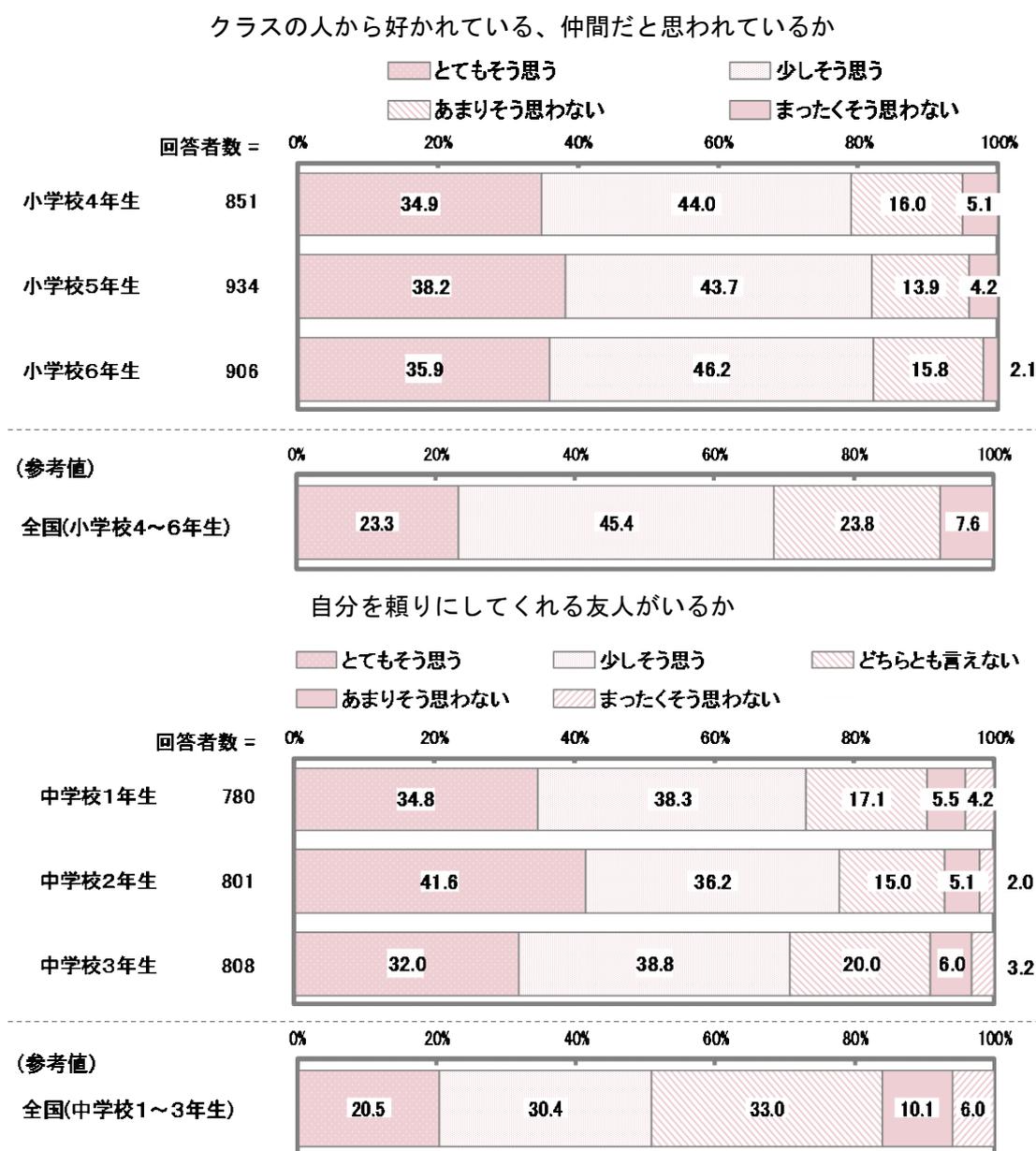


資料：平成30年度 教育心理検査

キ 子どもの自己有用感について

「クラスの人から好かれている、仲間だと思われているか」について、小学4年生、5年生、6年生ともに約8割の子どもが“思う”（「とてもそう思う」＋「少しそう思う」）と回答しており、全国と比べて約10ポイント高くなっています。

また、「自分を頼りにしてくれる友人がいるか」について、特に、中学2年生では“思う”（「とてもそう思う」＋「少しそう思う」）の割合が77.8%と高くなっており、全国と比べて、26.9ポイント高くなっています。



資料：平成30年度 教育心理検査

2 課題

(1) ライフステージに応じた取組の推進と重点化

自殺に至る原因や背景は、ライフステージにより異なることが考えられるため、それぞれのステージにおける問題に応じた取組を進める必要があり、多様な視点で「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺のリスクを低下させる取組が必要です。

自殺死亡率は、平成26年をピークに減少に転じ、平成28年には大幅に減少したものの、平成29年には17.4と、全国(16.4)及び静岡県(16.3)より高くなっています。また、自殺者の性別や年齢構成をみると、男女ともに40歳代、60歳代の割合が高く、これらは静岡県よりも高くなっており、定年退職等により社会参加の機会が減少していく世代の男性に対して、生きがいづくりや居場所づくり等の支援が必要であると考えられます。また、女性については、心身の健康問題や子育てと介護のダブルケアの問題等が課題となる40歳代で高いことから、困ったときに抱え込まず、気軽に相談できる相談・支援体制の整備を進める必要があります。

また、本市では、若年層・中高年層では「被雇用者・勤め人」の割合が高いことから、職場におけるメンタルヘルス対策や精神科医療機関等との連携等が求められます。

アンケート調査では、満足のいく雇用機会に恵まれていると思うかについて、「思う」(「思う」+「やや思う」)の割合が全体では35.3%となっております。男性では、20歳代、30歳代が「思わない」(「あまり思わない」+「思わない」)の割合が比較的低くなっていますが、40歳代では「思わない」の割合が27.2%と高くなっており、その対策が求められます。

さらに、睡眠による休息について、「とれていない」(「あまりとれていない」+「とれていない」)の割合が20.2%となっており、中でも男性の30歳代から40歳代、女性の50歳代で「とれていない」の割合が高く、いずれも3割を超えています。

【ライフステージ別の想定される自殺の起因となるもの】

○学校・進学等

進路・進学悩み／転校／友人との不和／
学業不振／いじめ／教師との人間関係／
不登校／ひきこもり／失恋等

○仕事・職場

就業失敗／転勤／昇進／失業／転職／
業績不振／仕事疲れ／職場の人間関係／
過重労働によるうつ病／パワーハラスメント

就学期

若年層(40歳未満)

○親子・家庭

両親の不和／親子間の不和／親のしつけ／
虐待／家族の死

○夫婦・家庭

結婚／夫婦の不和／家族間の不和／産後うつ／
子育ての悩み／DV(ドメスティック・バイオレンス)／
介護疲れ／家族の死／ひきこもり

雇用機会や雇用環境の改善を図るとともに、長時間労働やストレスによる睡眠不足の解消に関する周知啓発を含めた総合的な支援が必要です。

(2) 支え合い、声を掛け合う地域づくり

自殺の危険性が高まっている人の早期発見、早期対応を図るため、周囲の声掛けや見守り等、危機に陥った場合に援助を求め易い環境や体制をつくる取組が重要です。そのためには、ゲートキーパー*研修の積極的な実施や自殺対策に関する情報の周知・啓発が求められ、身近な圏域における助け合いや支え合いが必要です。

アンケート調査では、“地域の絆や支え合いがあると思う”(「思う」+「やや思う」)の割合が41.9%と回答しています。一方で、20歳代の男性で“思う”の割合が20.5%と低くなっています。より多くの人々が地域の絆や支え合いがあると感じられる仕掛けをつくっていくことが重要です。

自殺をしたいと思ったことのある人の特徴として、相談できる人が身の回りにいないことや、地域へのつながりが薄いということがあります。また、本市では、自治会加入率が高いという地域のつながりの強さを活かし、地域の見守りネットワーク等が整備されてきていますが、少子高齢化による核家族化やライフスタイルの変化等により、家族の支え合いの力が低下し、地域とのつながりが希薄化していく傾向にあります。この様な状況から、相談相手の有無や地域とのつながりが、自殺対策の大きな課題となっていることがわかります。

市民一人ひとりが、自殺に追い込まれるという危機は「誰でも起こり得る危機」であるということを理解し、支え合い、声を掛け合う地域をつくる必要があります。

※「ゲートキーパー」とは

自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「いのちの門番」とも位置付けられる人のことです。

○経済・生活

生活苦/倒産/借金苦/多重債務/
近隣関係の悩み

○喪失・孤独

家族や友人の死/配偶者の死/退職/
子どもの結婚/閉じこもり

中高年層(40~59歳)

高齢者層(60歳以上)

○心身の健康

病気/ケガ/介護疲れ/更年期/加齢による心身機能の低下

※ 若年層、中高年層、高齢者層の年齢区分は、地域自殺実態プロフィールによる。

(3) 子どものいのちを守る教育の推進

本市における20歳未満の自殺者数は、全国、静岡県と比べて高くはありませんが、子どもの時の体験は、生涯を通じた生きる基礎づくりという視点からも重要な意味を持つため、子どもへのいのちを守る教育は、生涯を通じた自殺対策の取組につながります。

本市では、第2次袋井市総合計画において、「子ども一人ひとりを大切にした支援の充実」を掲げており、また、「平成30年度袋井の教育」では、「夢を抱き、たくましく次の一步を踏み出す15歳」を目指す子ども像としています。

また、教育心理検査の結果をみると、子どもの相談の状況や子どもの自己有用感について、全国と比較すると非常に良好な結果となっており、「困った時に話を聞いてくれる友達がいるか」や「学校内に悩みを相談できる先生がいるか」においても全国と比較すると高く、相談しやすい環境となっています。今後は、子どもがよりSOSを出し易いように支援していくことが必要であるとともに、子どもの自己有用感を高める取組により、子どもたちが自分らしく、心身ともに健やかに成長できる環境をつくることが重要です。

困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けを求める声を挙げられるような信頼関係を構築するとともに、国や静岡県と連携しながら児童生徒のSOSの出し方に関する教育を進めていかなければなりません。

(4) 適切につなぐ体制づくりと人材育成

自殺の原因・動機の状況をみると、全国、静岡県と同様で「健康問題」が最も多くなっています。また、「勤務問題」「経済・生活問題」も多く、男性は「勤務問題」、女性は「健康問題」が最も多くなっています。

自殺に至る原因（危機要因）は多岐にわたるため、自殺の原因や動機となる健康問題、職場問題、経済・生活問題、家庭問題、学校問題等、様々な悩みを抱える市民の相談に対し、「生きることの包括的な支援」と捉え、ワンストップで対応できる「総合相談窓口」等を通じて、社会福祉協議会等の適切な相談機関や専門機関につなげるなど、問題や悩みの解決が図られるよう、関連する分野の機関や団体と連携して取り組む体制の強化が必要です。

また、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気付き」が重要であり、悩みを抱える人やその家族の変化に気付き、どんな相談に対しても本人に寄り添いながら支援する役割を担っていただけるゲートキーパーの育成等、いのちを守るセーフティネットとして、自殺対策を支える人材育成が必要です。



第3章

基本理念及び施策の体系等

1 基本理念

自殺の背景には、様々な社会的な要因があり、その多くが追い込まれた末の死です。そして、その多くが防ぐことができる社会的な問題ともいわれています。

市民一人ひとりが、自殺対策を身近な問題として認識し、誰かに助けを求めることへのためらいを無くすとともに、身近な人のこころの痛みや苦しみに気付き、声を掛け、必要に応じて専門機関へつなぎ、見守るといった「ゲートキーパー」としての役割を果たすことが求められています。

また、自殺対策は「生きることの阻害要因を減らす」ことに加え、「生きることの促進要因を増やす」取組でもあることから、全ての市民が自分らしく生きることに希望を持てるよう、地域のつながりや支え合いの中で、安心して暮らすことができるまちづくりを進める必要があります。

本市では、基本理念を

かけがえのない“いのち” 誰もが生きる喜びを感じられるまち

とし、市民一人ひとりが、いのちの尊さを理解し、生きることに喜びを感じられる地域社会の実現を目指します。

2 数値目標

国の自殺総合対策大綱では当面の目標として、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを掲げ、2026年の自殺死亡率を2015（平成27）年の自殺死亡率18.5を30%以上減少させ、13.0以下にすることとしています。

自殺者については、何人まで減らせばよいというものではなく、できる限り減らすための対策に取り組む必要があります。この様な考え方から、本計画においては「自殺に追い込まれる人を一人でも少なくする」ことを目指します。

しかしながら、今回の計画期間である4年間という短期で成果を挙げるためには、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めることも重要です。

本市の数値目標の設定にあたっては、自殺者数が急増した1998（平成10）年以前の数値を目標とし、2022年の自殺死亡率を2017（平成29）年と比べて、33.3%の減少となる11.6以下とし、2017（平成29）年の自殺死亡者数15人を2022年には10人以下にすることを目指します。

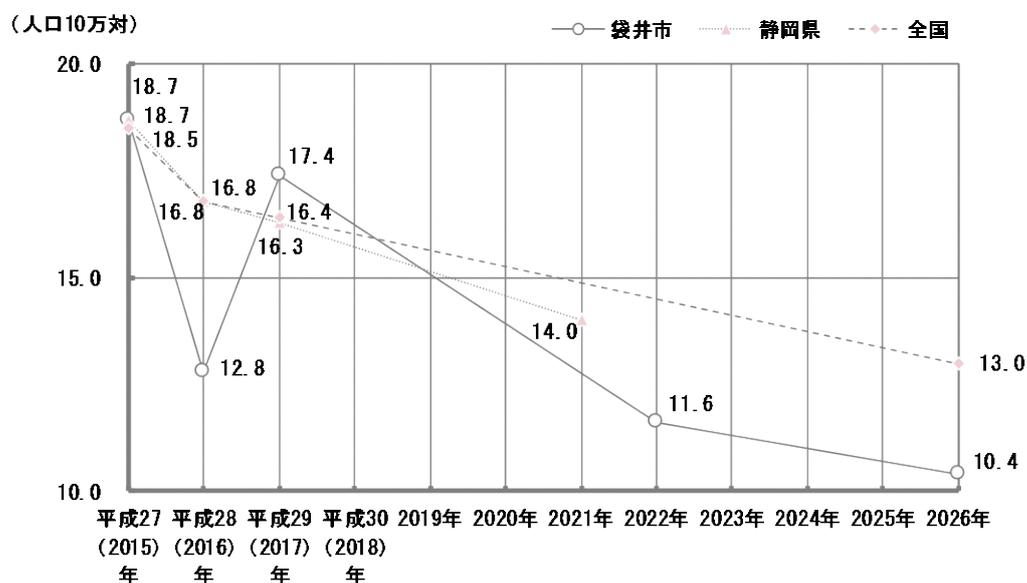
【目標値の算出根拠】

本市における2026年の自殺死亡率は、国の自殺総合対策大綱で掲げる30%以上減少を上回る40%以上減少させることとし、2017（平成29）年の17.4から10.4以下を目指すこととします。

ただし、本計画における目標年となる2022年時点では、本計画期間に積極的な取組を行うことにより、自殺者数が急増した平成10年以前の数値を目標とし、自殺死亡率を11.6以下（33.3%の減少）とします。

| 目 標 | 現状値 2017 (H29) | 目標値 2022 |
|--|-------------------|-------------------|
| 自殺死亡率 (人口10万人あたり) ※ () 内数値は自殺者数 | 17.4 (15人) | 11.6以下 (10人以下) |

人口動態統計（厚生労働省）から



なお、自殺死亡率は人口規模が小さいと変動幅が大きくなりがちです。そこで、前述の数値目標と併せ、複数年における自殺死亡率の平均値も数値目標とし、2018（平成30）年から2022年までの5年間の平均自殺死亡率を13.9以下とすることを目指します。

| 目 標 | 現状値 2013 (H25) ~2017 (H29) | 目標値 2018 (H30) ~2022 |
|-------------|-------------------------------|-------------------------|
| 5年間の平均自殺死亡率 | 20.7※ | 13.9以下 |

※ 5年間（H25～H29）の自殺者数の計 / 各年（H25～H29）10月1日推計人口の計 × 10万人
（各年の自殺者数及び10月1日推計人口は、「静岡県人口動態統計」から）

3 基本方針

(1) 基本方針1 “生きる”喜びを感じられる環境をつくります

人生において、何を生きる喜びとするかは人により様々ですが、明日に希望を持ち、生きたいと思えることが共通して大切であるといえます。

本市は平成22年度に「日本一健康文化都市宣言」を行い、総合計画においては、まちづくりの基本目標として「子どもがすこやかに育ち みんなが健康で幸せに暮らすまち ～心と体の健康～」を第一に掲げています。保健・医療・福祉を充実させるとともに、スポーツ、生涯学習、社会貢献活動等を通して、生きがいづくりやこころの充足を図るなど、誰もが健康で幸せに暮らし続けられるような取組をこれまで行ってきました。

自殺に至る原因や背景は、性別やライフステージにより異なりますが、健康・医療への支援や働く世代への支援、子育て家庭への支援、居場所づくりや高齢者の就労支援等、市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な支援の取組を更に展開していくことで、困難な出来事があっても、しなやかなこころを持って、周囲と支え合いながら暮らしていくことができる環境づくりに取り組みます。

「袋井に住んで良かった」と、本市で暮らす誰もが生きる喜びを感じられるまちを目指します。

私たちの行動目標

○自ら日々の健康づくり等に取り組むとともに、仲間との交流の場に積極的に出掛けるなど、仲間づくりや生きがいづくりを通して、いきいきとした生活を送ります。

○健康経営を推進し、従業員の健康増進やいきいきと働ける職場環境づくりにつなげます。



(2) 基本方針2 悩みを抱える人に気付き、手を差し伸べます

人生には、誰にも多かれ少なかれ困難やつらい出来事があります。その内容は人によって様々であるため、本人の心情やその背景は周りには理解されにくい現実があります。そのため、悩みや困難を抱えた人がこころを閉ざし、孤立化してしまわないよう、周囲が早期に気付き、寄り添い、手を差し伸べられることが大切です。

自殺は、一部の人の問題ではなく「誰にでも起こりうる危機」であることから、自殺の問題について、あらゆる機会や場面を活用して市民に広く周知し、他人事ではなく「我が事」として捉えてもらう取組を進めます。また、こころの健康づくりに関する普及啓発を通して、ストレス要因の軽減、ストレス対処等についての理解を深めるとともに、いのちや暮らしの危機に陥ったときには、周りに助けを求めても良いのだという共通認識の醸成を図ります。

また、悩みを抱える人に「気付く」ための人材を育成するため、「ゲートキーパー」の養成を充実させていきます。ゲートキーパーは、自殺対策において「いのちの門番」ともいわれ、早期対応の中心的役割を果たす存在であり、特別な資格は必要なく、誰でもなることができるものです。本市では、これまで約200人のゲートキーパーを育成してきており、今後も更に幅広く市民に普及し、悩みを抱える人に手を差し伸べていきます。

この様な取組を通して、悩みを抱える人にいち早く気付き、専門機関等に適切につながることで市民を増やします。

さらに、各相談機関では、それらの様々な悩みを早期に解決できるよう、支援者自身が自殺対策について理解を深めるとともに、各機関の連携を強化していくことで、相談支援体制の充実を図ります。

私たちの行動目標

○ゲートキーパー養成研修の受講等を通して、自殺対策に関することを理解し、その重要性を認識するとともに、地域のゲートキーパーとなって、見守りや声掛けを行うなど、自殺リスク者を早期に発見し、必要に応じて専門機関等につなげます。



(3) 基本方針3 次世代を担う子どもたちの“いのち”を守ります

本市の総合計画においては、まちづくりの基本目標として「子どもがすこやかに育ち みんなが健康で幸せに暮らすまち ～心と体の健康～」を掲げ、「子育てするなら袋井市」といわれるまちを目指しています。

安心して産み育てられる環境の充実や、子どもたちが未来をたくましく生きる力を育む教育の推進等、様々な取組を実施しておりますが、社会環境の変化等により、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。

本市における子どもの自殺はそれほど多くありませんが、教育心理検査の結果から、悩みを打ち明けられる友達や先生がいると答えた児童生徒が多い一方で、そうでない児童生徒も約20%いることが明らかになっています。

子どもたちが周囲に助けを求める声を挙げられるよう、SOSの出し方に関する教育を国、静岡県と連携して進めていくとともに、周囲の大人が子どものSOSを聞き漏らさず、しっかりと受け止められる体制を、地域ぐるみで整えていきます。

私たちの行動目標

○日ごろからあいさつを交わすなど、声掛けや見守りを行う中で、子どもが発するSOSをいち早く受け止めます。



(4) 基本方針4 かけがえのない“いのち”を守る体制をつくります

本計画の基本理念に掲げる「かけがえのない“いのち” 誰もが生きる喜びを感じられるまち」を実現させるためには、国や静岡県、市、関係団体、医療機関等の専門機関、事業所、地域、市民等が、それぞれの立場で果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携、協働の仕組みを構築することが大切です。

本市には、すでに袋井市療育支援ネットワーク連絡会や中遠地域自立支援協議会等、既存のネットワークがありますが、相談機関や医療機関、地域等、“いのち”のネットワークを強化し、かけがえのない“いのち”を全員で守っていきます。

私たちの行動目標

○周りの人の変化や不調等に気付いたら、相談機関や医療機関等、適切な機関に速やかにつなぐことで、いのちのセーフティネットを築き、自殺のリスクを未然に防ぎます。



4 それぞれの主体が果たすべき役割

本市の自殺対策の基本理念に掲げた「かけがえのない“いのち” 誰もが生きる喜びを感じられるまち」を実現するためには、行政だけでなく、市民・地域、関係団体・専門機関、企業・事業所・経営者等、それぞれが果たすべき役割を理解し、相互の連携や協働により自殺対策を総合的に推進することが必要です。

(1) 市民・地域の役割

自殺の状況や自殺対策の重要性について関心を持ち、自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こりうる危機」であること、また、その様なときには誰かに援助を求めることが適当であることを正しく理解します。

また、身近な人の不調に気付いたときには、早目に「声を掛ける」、「話をよく聴く」、「心配している」というメッセージを示すなど、適切に対処することができるよう主体的に行動します。

また、自治会加入率が高いという本市の強みを認識し、地域の中での声掛けや相互の支え合いを大切にします。

(2) 関係団体・専門機関の役割

保健・医療・福祉・教育・労働・法律分野等、各団体や機関の特性等に応じて、積極的に自殺対策に関する業務を推進するとともに、日ごろから相互連携を図ることで行政機関との連絡体制を強化し、自殺対策の推進につなげます。

(3) 企業・事業所・経営者の役割

自殺対策において、企業等が重要な役割を果たせることを認識し、ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルスケア等、従業員のこころと体の健康づくりの取組を推進し、メンタル不調者の早期発見と早期対応を図ります。また、静岡県や本市が推進している「健康経営」に努めることで、従業員の健康増進、いきいきと働ける職場環境づくり、勤労者の自殺対策に取り組みます。

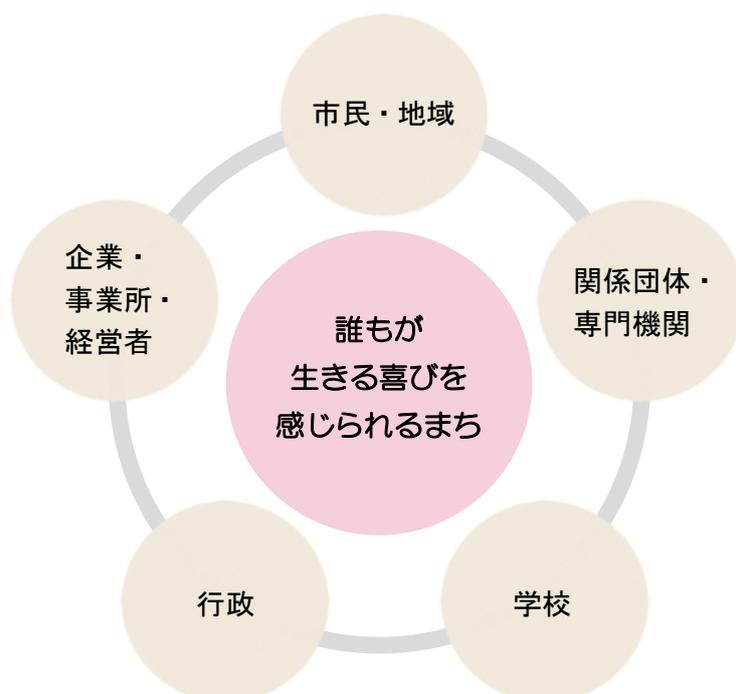
(4) 学校の役割

児童・生徒のこころと体の健康づくりや「SOSの出し方に関する教育」をはじめとする生きる力を高めるための教育を推進するほか、教職員の研修等により、一層児童・生徒の言動に目を配るとともに、児童・生徒を守る教職員自身のこころのケア等にも努め、本市の子どものいのちを守ります。

(5) 市（行政）の役割

市民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、積極的なゲートキーパーの育成を促進するとともに、各種スクリーニングの実施や産後ケア等の個別支援を充実させ、自殺ハイリスク者の早期発見を図るほか、必要に応じて関係機関につなぐなど、自殺対策に係る環境づくりに取り組みます。

また、本計画のPDCAサイクルによる進捗管理及び検証等を行い、全庁を挙げて本計画を推進します。



5 基本的な視点

国が作成した本市の自殺実態プロフィールにおいては、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営（働く世代）」に係る自殺対策の取組が重点課題と示されていることから、次のとおり本市における基本的な視点を掲げ、それぞれの施策を推進していきます。

（１）高齢者への支援

高齢者については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独になりやすいといった特徴があることから、様々な背景や価値観に対応した支援や働きかけが必要です。

行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の促進、地域支え合い等、生きることの包括的支援として施策の推進を図ります。

（２）生活困窮者への支援

社会生活において、虐待、性暴力被害、依存症、精神疾患、介護、多重債務等の様々な問題を複合的に抱えることにより生活困窮に至り、社会から孤立し易い傾向にあります。生活困窮状態にある人や、生活困窮に陥る可能性がある人が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談等の施策と連動させ、効果的な対策を図ります。

（３）働く世代（勤務・経営）への支援

本市では、40代男性の自殺が多いことが特徴として挙げられます。40代～50代のいわゆる働き盛り世代は、過労や失業、健康問題や親の介護等、精神的、社会的にもストレスが多く、特に男性は、悩みを一人で抱え込むことが多いといわれています。

働く世代の市民が安心して生きていけるよう、社会・経済的な視点を包含した取組を進めます。

6 施策の体系

| 基本理念 | 基本方針 | 基本目標 | 基本施策 |
|--|--|----------------------------------|---|
| <p>かけがえのない“いのち” 誰もが生きる喜びを感じられるまち</p> | <p>【実施主体】 ○ 市民・地域 ○ 関係団体・専門機関 ○ 企業・事業所等 ○ 学校 ○ 市（行政）</p> | <p>1 “生きる”喜びを感じられる環境をつくれます</p> | <p>1 働く世代への支援</p> <p>2 健康保持への支援</p> <p>3 子育て家庭への支援</p> <p>4 生きがいづくりへの支援</p> |
| | | <p>2 悩みを抱える人に気づき、手を差し伸べます</p> | <p>2 こころの健康への理解を深めます</p> <p>3 “いのち”に寄り添う人を育てます</p> <p>5 情報の提供と発信</p> <p>6 教室、講演会による普及啓発</p> <p>7 あらゆる分野におけるゲートキーパーの養成</p> <p>8 自殺対策を支える方の育成</p> |
| | | <p>3 次世代を担う子どもたちの“いのち”を守ります</p> | <p>4 よりよい相談支援体制をつくります</p> <p>9 相談支援体制の充実</p> <p>10 ハイリスク者の早期発見に向けた取組</p> <p>11 自死遺族へのケア</p> |
| | | <p>4 かけがえのない“いのち”を守る体制をつくります</p> | <p>5 子どもへの支援体制を強化します</p> <p>6 みんなで守る“いのち”のネットワークをつくります</p> <p>12 児童生徒への支援</p> <p>13 児童生徒を支える教職員等への支援</p> <p>14 ネットワークの強化と連携体制の整備</p> |

＜基本的な視点＞

○ 高齢者への支援

○ 生活困窮者への支援

○ 働く世代への支援



第4章

袋井市民の“いのち”を守る取組

1 施策の展開

基本方針1 “生きる”喜びを感じられる環境をつくります

基本目標1 “生きる”喜びを応援します

現状と課題

自殺対策は、自殺の「危険因子（生きることの阻害要因）」を低減させる取組と「保護因子（生きることの促進要因）」を増加させる取組の2つの考え方によって進めることとなります。

本市では、世代に応じた様々な取組を行っており、働く世代に関しては、市内事業所の健康経営の支援の中で、企業・事業所訪問による「袋井市健康経営チャレンジ事業所」への登録促進等を行い、働く世代の健康づくりを積極的に支援するとともに、いきいきとやりがいを持って働けるよう、若年者への就職活動への支援や求職者への内職・職業相談等を行っています。

また、子育て世帯に関しては、子育て世代包括支援センターや育ちの森等において、保健師や栄養士、保育士等の多職種が連携して、子育て世帯の抱える悩みに対応し、妊娠期からの切れ目ない支援を行っています。

高齢者に関しては、居場所づくり等の孤立防止の支援や「3Days Worker's Office 構想※」等、リタイア後の閉じこもりが懸念される高齢者への就労支援や社会参加の促進により、生きがいづくりを行うなど、生きることの促進要因となる様々な取組を行っています。

しかしながら、市民意識調査では、全体の16.7%が過去に「自殺したいと思ったことがある」ことがわかっており、何らかの「生きづらさ」を抱えている市民が少なからずいることとともに、地域自殺実態プロファイルでは、本市における重点的に取り組むべき課題として「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営（働く世代）」が示されるなど、ライフステージや対象毎の対応が求められています。

※「3 Days Worker's Office 構想」とは

就労意欲のある元気な高齢者らが「暮らしの安心」と「生きがい」を感じながら生涯活躍できるまちづくりの実現を目指して提唱したもので、週3日程度の就労で、一定程度の所得を得ることができる仕組みづくりを目指すもの。

方向性

本市では、「保護因子（生きることの促進要因）」を増やすという観点での取組を重点に置き、自殺リスクの軽減を図っていきます。

ライフステージや世代に応じた取組として、市内事業所等の職場環境の改善等につながる健康経営の支援や若者の就労支援により、働く世代が充実した生活を送れるよう支援を行います。また、「健康」を保持し、生きる喜びを感じながらいきいきと生活していくため、日々の健康づくりや定期的な健康診断・検診受診により病気の早期発見・早期治療につなげるとともに、様々な理由から医療につながりにくい方に対し、各種訪問事業等を通して、包括的に支援するなど、健康増進から重症化予防まで総合的に取り組んでいきます。

また、子育て世帯への支援として、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターにおける妊娠期からの継続した支援により、子育て不安の解消を図るとともに、「通いの場」や「居場所」の普及・拡大による高齢者の孤立防止や、地域住民との交流、地域貢献活動の機会の創出、就労支援や社会参加の促進を図るなど、多角的な視点から生きがいづくりを支援します。

基本施策1 働く世代への支援

勤労者のメンタルヘルスや過労死等が問題視され、働き方改革が広がりを見せる中、本市では「健康経営の支援」を推進していくことで、市内事業所の職場環境の改善等を促進し、勤務する従業員の健康増進やワーク・ライフ・バランス等を図るとともに、未来を担う子どもたちを守る教職員の健康管理やメンタルヘルスについても配慮していきます。

若者の就労支援については、企業との協力体制をより一層深め、積極的に取組を進め、働く世代が充実した生活を送ることができるよう支援していきます。

また、関係機関との連携については、袋井商工会議所や浅羽町商工会と協力し、健康経営の推進や出前健康教室の開催を促進するほか、職員や会員に対し、ゲートキーパー養成研修会の受講を促します。さらに、会報誌への記事掲載により定期的な情報発信を行うとともに、会議等において自殺対策を議題に取り上げ、会員間における認識の共有化を図るなど、効果的に取組を進めます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---------------------------------|---|--------|
| 市職員福利厚生・安全衛生事業 | 市職員への健康増進事業をはじめ、職場環境の改善により、精神疾患や自殺のリスクを軽減し、市民サービスの充実を図る。 | 総務課 |
| 健康経営推進事業 | 健康経営を推進することで、従業員の健康増進やいきいきと働ける職場環境の改善等につなげ、働く世代の自殺リスクの軽減を図る。 | 健康づくり課 |
| フッピー健康ポイント事業（「#2961（ふくろい）ウオーク」） | 歩くことにより、運動不足解消等の身体の健康だけでなく、うつ病予防等のこころの健康づくりにもつながることから、働く世代から本事業を推進し、健康寿命の延伸を図る。 | |
| 事業所出前健康教室 | 事業所で実施する出前健康教室で従業員の健康増進を促すとともに、自殺予防等の啓発を実施することにより、働く世代の自殺に関する意識の向上を図る。 | |
| 袋井市立学校安全衛生協議会 | 学校職員の健康管理とメンタルケアについての啓発を行うことにより、心身の健康の保持・増進を図る。 | 教育企画課 |
| 袋井市立学校職員ストレスチェック | 市内小中学校16校を対象として、公立学校共済組合のストレスチェックを年2回実施し、メンタル不調の未然防止を図る。 | |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------|--|-------|
| いわた・ふくろい就職フェア | 企業の魅力や求める人材を企業担当者から直接聞ける場を設け、雇用のミスマッチを防ぎ、若年層の就職促進を図る。 | 産業政策課 |
| 高校生と企業を結ぶ合同企業説明会 | | |
| 中小企業資金融資 | 資金調達で悩む経営者に対して、融資のあっせん、利子補給金の交付をすることにより、経営安定を図る。 | |
| 内職・職業相談 | サンライフ袋井内において、内職相談及び職業相談を実施することにより、就労促進を図る。 | 学校教育課 |
| 教職員人事・研修関係事務【再掲】 | 教職員に対する自殺問題に関する研修の充実や教職員の時間外勤務削減等の負担軽減を図ることで、より一層児童生徒の言動に目を配り、自殺リスクの早期排除につなげる。 | |

基本施策2 健康保持への支援

生きる喜びを感じながらいきいきと生活していくためには、「健康」であることが大前提です。そのためには、日々の健康づくりや定期的な健康診断・検診受診による早期発見が重要であるため、各種健康づくり施策をより一層効果的に進めます。

また、病気等の発症後又は早期発見後は、早期に適切な医療機関につなぐことが必要であるため、貧困世帯や移動手段のない一人暮らし高齢者等、様々な理由から医療につながりにくい人に対しては、各種訪問事業を通して、医療費助成制度等の情報提供を行い、包括的に支援していきます。

本市では、この様に健康増進から重症化予防まで総合的に取り組んでいきます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|-----------|
| フッピー健康ポイント事業（「#2961（ふくろい）ウオーク」）【再掲】 | 歩くことにより、運動不足解消等の身体の健康だけでなく、うつ病予防等のこころの健康づくりにもつながることから、働く世代から本事業を推進し、健康寿命の延伸を図る。 | 健康づくり課 |
| 赤ちゃん訪問 | 産後の精神的に不安定になり易い時期に、自宅訪問により、家庭状況の把握及び自殺のリスクのある家庭を早期に発見し、必要な治療や支援につなげる。 | |
| 事業所出前健康教室【再掲】 | 事業所で実施する出前健康教室で従業員の健康増進を促すとともに、自殺予防等の啓発を実施することにより、働く世代の自殺に関する意識の向上を図る。 | |
| ファミリー・サポート・センター運営事業（介護部門） | 家事援助、買い物や通院の付き添い等、高齢者が自立して生活するために必要な支援として、会員相互援助によりサポートし、家族や本人の身体的精神的な負担の軽減を図る。 | 地域包括ケア推進課 |
| 通院介助・外出支援事業 | 通院介助や外出支援サポートにより、家族や本人の身体・精神的な負担軽減を図るとともに、孤立防止等、自殺リスクの早期発見につなげる。 | |
| ひとり暮らし高齢者訪問事業 | 生活実態の把握や健康相談、福祉サービスの活用の相談に応じ、支援が必要な方を関係機関につなげ、安全安心を確保するとともに、健康で自立した生活が送れるよう支援する。 | |
| 母子家庭等医療費助成事業 | ひとり親家庭等の医療費を助成することにより、精神的・経済的な負担を軽減し、健康保持ができるよう支援する。 | しあわせ推進課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------------|--|--------|
| 生活習慣病予防事業 | 保健指導で生活状況等を聞き取り、本人や家族のメンタルや生活面の問題等を発見した場合は、必要に応じて関係機関へつなげる。 | 健康づくり課 |
| 母子健康手帳交付事業 | 母子健康手帳交付の際に、妊婦への保健指導を行う中で、自殺リスクがある家庭を早期に発見し、その後の支援につなげる。 | |
| 乳幼児健康診査事業（子ども健康相談）【再掲】 | 専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減を図るとともに、必要時には他の関係機関と連携し、包括的に支援を行う。 | |
| 国民健康保険人間ドック等受診費用助成 | 被保険者の人間ドック等の受診費用を助成することにより、疾病の早期発見、早期治療につなげる。 | 市民課 |

基本施策3 子育て家庭への支援

少子化や核家族化の進行、都市化による遊び場の減少やICTの発展等、社会環境が大きく変化しつつある中で、地域のつながりの希薄化が進み、子育て世帯の孤立化が進んでいます。育児に対する様々なプレッシャーや身近な地域に相談できる相手がいないという不安は心身への負担が大きいことから、子育て世代包括支援センターや子育て支援センターを中心とした妊娠期からの継続した支援を進め、真に子育てしやすいまちを目指していきます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------------|---|----------|
| 親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム） | 初めての赤ちゃんを育てている母親の仲間づくりによる孤独感の解消や、子育て知識の習得により育児不安の軽減を図る。 | 健康づくり課 |
| 子育て世代包括支援センター | 妊娠期から出産、子育て期において継続的に支援ができる総合相談窓口として、妊娠期からその先の継続した支援を行い、子育ての悩みを軽減する。 | |
| 乳幼児健康診査事業（子ども健康相談） | 専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減を図るとともに、必要時には他の関係機関と連携し、包括的に支援を行う。 | |
| 産婦健康診査・産後ケア事業 | 出産直後の早期段階から必要な助言・指導等を提供することで、自殺リスクの軽減や新生児への虐待予防を図るとともに、健やかな育児を支援する。 | |
| 子育て支援センター一運営事業 | 交流の場や相談できる場があることを広く周知し、子育ての不安や悩みに対して、早期に助言・援助を行うとともに、必要に応じて関係機関につなげる。 | すこやか子ども課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---------------------------|---|----------|
| 家庭訪問事業 【再掲】 | 定期的に家庭訪問を行うことにより、自殺リスクのある家庭を把握するとともに、必要に応じた支援につなげる。 | 健康づくり課 |
| 児童扶養手当支給事業 | 児童扶養手当の支給申請時を、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応への機会とする。 | しあわせ推進課 |
| 児童入所施設措置事業 | 経済的困難・児童の養育困難等、様々な問題を抱える家庭に対し、安心して出産できる助産施設への入所や、母子家庭が安心して生活でき、将来の自立に向けて準備できる母子生活支援施設への入所を支援することで、心理的不安を軽減する。 | |
| 子育て短期支援事業 | 子どもの一時預かりを、家庭の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し必要に応じて支援を提供していくための契機とする。 | |
| 母子家庭等医療費助成事業【再掲】 | 医療費の助成申請時を、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応への機会とする。 | |
| 障害児通所・相談支援給付支給決定事務 | 障がい児及びその保護者への療育や相談支援を提供することにより、保護者の不安や育児負担を軽減し、保護者の自殺リスクの低下につなげる。 | |
| 重症心身障害児童扶養手当 | 手当の支給に際し、本人や家族と対応する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点とする。 | |
| 児童生徒特別支援教育就学奨励事業 | 費用の補助にあたり保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会とする。 | 教育企画課 |
| ファミリー・サポート・センター運営事業（育児部門） | 子どもの預かりにかかる援助を相互援助活動により支援し、会員から相談があった場合には適切な機関につなぐなどの連携を図る。 | すこやか子ども課 |
| 親スキルアップ講座開催事業 | 保護者対象に自殺問題に関する講座を実施することにより、子どもや自身の自殺の危機に対する気付きの力を高める。 | |
| 地域子育て支援システム運営事業 | 交流の場や相談できる場があることを広く周知し、子育ての不安や悩みに対して、早期に助言・援助を行うとともに、必要に応じ関係機関につなげる。 | |
| 保育コンシェルジュ事業 | 保育コンシェルジュがゲートキーパー研修を受講し、自殺リスクの高まった方への気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。 | |
| 子ども支援トータルサポート事業 【再掲】 | 子どもの発達障害に関する正しい理解を促すことで、周囲の理解が広がり、保護者が一人で悩んだり、追い込まれたりすることなく子育てができる環境をつくる。 | 育ちの森 |
| 児童発達支援事業 【再掲】 | 保護者への面談の実施や気軽に相談できる体制を整えるとともに、保護者同士が交流できる場を設け、児の発達や育児に関する保護者の不安を軽減し、孤立を防ぐ。 | |
| 社会教育振興事業（家庭教育学級） | 子育て世代が集い交流できる場を設けることで、お互いの悩みを共有するなど、子育ての悩み等の解消を図る。 | 生涯学習課 |

基本施策4 生きがいつくりへの支援

自殺対策においては、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすという観点での取組も重要となります。

本市では、月見の里学遊館における文化・芸術ワークショップの開催、コミュニティセンターにおける各種講座や学級の開催、まちづくり協議会が主体となった地域住民同士の交流や地域貢献活動等、様々な分野において、市民の生きがいつくりにつながる取組を行っています。今後は更に、高齢者が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」や、様々な人が気軽に立ち寄ることができる「居場所」の普及や拡大を図ります。

また、「3Days Worker's Office構想」等では、就労意欲のある元気な高齢者の就労支援や社会参加の促進を図ります。また、多角的な視点から生きがいつくりへの支援を行います。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------------|--|-----------|
| 「通いの場」づくり | 市民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」を普及する中で、高齢者の生きがいつくりや孤立防止等につなげる。 | 健康づくり課 |
| 居場所づくり | 地域住民が主体となり、様々な人たちが気軽に立ち寄れ、交流を図ることができる「居場所」の普及や拡大に努め、市民の生きがいつくりや孤立防止等につなげる。 | 地域包括ケア推進課 |
| 3 Days Worker's Office構想 | 「担い手不足」や「活躍機会不足」の解消を図り、みんながいきいきと活躍できる場を設けることで、市民の生きがいつくりにつなげる。 | 産業政策課 |
| 社会教育振興事業（講座・学級） | 講座や学級を通して、地域住民の相互の仲間づくりと市民の生きがいつくりにつなげ、孤立を防ぐ。 | 生涯学習課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---|---|----------|
| 市民活動普及事業 | 市民活動や社会貢献活動等を通して、生きがいきづくりや日常生活の充実を図るとともに、講演会や交流活動の中で、自殺問題を取り上げることで市民への啓発の機会とする。 | 協働まちづくり課 |
| 特色ある地域づくり | 地域住民との交流や地域貢献活動等を通して、生きがいきづくりや日常生活の充実を図るとともに、こころの健康等の資料配布や講演会の開催により、市民への啓発の機会とする。 | |
| シニアクラブ補助事業 | 高齢者の相互の親睦や自らの生きがいきづくり等の場とするとともに、講演会や研修会で自殺問題に関する講演の実施について働きかけを行うことにより、自殺の問題啓発につなげる。 | しあわせ推進課 |
| 月見の里学遊館運営事業 | 月見の里学遊館における文化・芸術ワークショップの開催を通して、文化・芸術活動に親しむ人の生きがいきづくりにつなげる。 | 生涯学習課 |
| 社会教育振興事業 (少年学級) | 子どもたちにいのちの大切さを考える機会を提供するとともに、コミュニティで自分の役割や必要性を見出すことで、自己有用感の向上につなげる。 | |
| 社会教育関係団体補助事業 | 社会教育関係団体の活性化による生きがいきづくりの促進や、青少年指導者の養成により青少年が抱える「こころの問題」へのアドバイスができる人材の輩出につなげる。 | |
| 青少年育成事業 (少年地域交流事業、地域子ども育成事業、子ども自然観察教室) | 子どもや若者が、自然や歴史、風土に触れ、生きることの喜びを育むとともに、仲間との交流を通して社会からの孤立を防ぐ。 | |



基本方針2 悩みを抱える人に気付き、手を差し伸べます

基本目標2 こころの健康への理解を深めます

現状と課題

自殺は「誰にでも起こりうる危機」であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題ですが、未だに自殺は個人の自由な意思や選択の結果であると思われがちです。

そのため、より多くの市民に、自殺は心理的に追い込まれた末の死であり、誰にでも起こり得ること、また、早期発見と早期対応により防ぐことができるということを知ってもらう必要があります。

本市では、自殺予防パンフレットを作成し、市内公共施設や医療機関等に配架するほかイベント等において配布するなど、自殺予防に関する啓発を行っておりますが、自殺は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等、多岐にわたる要因から引き起こされるものであるため、精神保健や健康づくりの分野にとどまらず、より様々な機会を活用し、幅広い分野において普及啓発を行い、市民に自殺の問題に目を向け、理解を深めてもらわなければなりません。また、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気付き、適切な専門機関につなぐためには、うつ病等の精神疾患やこころの健康に関する知識を深めることも重要です。

こころの健康やうつ病等の精神疾患に係る普及啓発については、現在、こころの健康講演会やこころと体の健康づくりをテーマとした教室等を開催し、正しい知識の普及啓発を行っているほか、広報紙やホームページ、メール配信サービス、SNS、コンビニエンスストア等への相談窓口周知カードの設置等により情報を発信しています。今後も、より効果的に情報を提供できるよう、様々な機関との連携やICTの活用等により、更なる普及啓発活動の推進が必要です。

方向性

市民一人ひとりが自殺対策に関することを正しく理解し、自殺予防の重要性を認識できるよう、広報紙やホームページ、SNS等の情報媒体の活用や、様々な会議やイベントの機会を通じて、あらゆる年代や立場の市民に情報提供を継続して行うとともに、9月の自殺予防週間（9月10日～16日）、3月の自殺対策強化月間のタイミングに合わせ、街頭キャンペーン等を実施するなど、市民に周知する機会を増やします。

また、自殺対策だけでなく、こころの健康という視点から、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応等、こころの健康の保持・増進を図るため、コミュニティセンターや公会堂等を会場に、教室や講演会による普及啓発を行います。

さらに、対象となる年代に応じて、情報の内容や発信方法を検討し、より効果的な自殺対策に努めます。

基本施策5 情報の提供と発信

本市では、自殺対策に向けた様々な取組を展開していますが、それらの情報が必要とする市民にしっかりと周知され、情報提供が十分に行われることが重要です。広報紙やホームページ、SNS等の情報媒体の活用や、関係する様々な会議やイベント等で直接市民に働きかける機会を確保するなど、あらゆる年代・立場の市民に情報が届くよう、工夫した情報発信を行います。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------|--|---------|
| 自殺対策パンフレットの配布 | 窓口や各施設、イベント等において自殺対策に関する各種パンフレットを配布することで、自殺対策に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談窓口等の情報提供を行う。 | 各課 |
| 行政の情報提供・広報等による情報発信 | 広報紙やホームページ等により、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を住民に提供し、自殺対策を啓発する。 | |
| こころの相談窓口周知カードの設置 | 市内の公共施設、様々な立場の人が立ち寄るコンビニエンスストアや市内の事業所等に、こころの相談窓口や医療機関の情報を周知するカードを設置し、悩みを抱える方への情報提供を行う。 | 健康づくり課 |
| 出前健康教室開催事業【再掲】 | 公会堂等、身近な場所で実施する出前健康教室の中で、自殺予防等の啓発を実施することにより、市民の自殺対策に関する意識の向上を図る。 | |
| 地域健康意識向上事業 | 地域の健康づくりの拠点となるコミュニティセンターで実施する健康教室の中で、自殺予防等の啓発を実施することにより、市民の自殺対策に関する意識の向上を図る。 | |
| DV相談窓口周知カードの作成及び配布 | DV等に悩む市民が、安心して相談できる機関等の情報を入手し、相談できることで、不安や悩みを解消できるよう支援する。 | しあわせ推進課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------------|--|----------|
| 男女共同参画推進事業 | 男女共同参画推進事業の中で、講演会の実施や各種パンフレットを配布するなど、男女の人権を尊重する取組を通じて、自殺対策への啓発を図る。 | 協働まちづくり課 |
| 防犯啓発推進事業 | 防犯啓発活動の中で、自殺対策関連のチラシやリーフレットの配布を行うことで、市民への啓発の機会とする。 | |
| 食育推進事業（健康づくり食生活推進員の育成） | 各種イベントや事業において、健康づくりに関する普及啓発を行う際に、こころの健康についての情報も加えることで、市民の自殺対策に関する意識の向上を図る。 | 健康づくり課 |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---------------------|--|---------|
| 介護サービス事業者等への適正化支援事業 | 介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設け、支援者相互の支え合い(支援者への支援)を推進し、介護従事者の悩みの解消を図る。 | 市民課 |
| 図書館運営事業 | 自殺予防週間に合わせ、自殺予防に関する特集展示を行うことで、自殺予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、どなたにも、落ち着いて本が読める「居場所」を提供する。 | 袋井市立図書館 |

《こころの相談窓口周知カード》



《自殺対策パンフレット》



基本施策6 教室、講演会による普及啓発

自殺は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちですが、実際には、様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死といわれています。こうした自殺についての正しい認識や、こころの健康づくりに向けた取組について、教室や講演会の開催によって広く情報発信し、市民に知ってもらえる機会をつくります。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-------------------------|--|--------|
| 事業所出前健康教室【再掲】 | 事業所で実施する出前健康教室で従業員の健康増進を促すとともに、自殺予防等の啓発を実施することにより、働く世代の自殺に関する意識の向上を図る。 | 健康づくり課 |
| 健康塾開催事業 (こころと体の健康教室) | 健康塾の開催により、こころと体の両面からの健康づくりについて触れ、市民のこころの健康づくりに関する意識の向上を図る。 | |
| 地域健康意識向上事業【再掲】 | 地域の健康づくりの拠点となるコミュニティセンターで実施する健康教室の中で、自殺予防等の啓発を実施することにより、市民の自殺対策に関する意識の向上を図る。 | |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-------------------|--|----------|
| 市民活動普及事業【再掲】 | 市民活動や社会貢献活動等を通して、生きがいづくりや日常生活の充実を図るとともに、講演会や交流活動の中で、自殺問題を取り上げることで市民への啓発の機会とする。 | 協働まちづくり課 |
| 特色ある地域づくり【再掲】 | 地域住民との交流や地域貢献活動等を通して、生きがいづくりや日常生活の充実を図るとともに、こころの健康等の資料配布や講演会の開催により、市民への啓発の機会とする。 | |
| 食育推進事業(離乳食・幼児食教室) | 離乳食に関する相談会を通じて、子育てに関する不安や問題等についても聞き取りを行い、問題の早期発見・早期対応につなげる。 | 健康づくり課 |
| 介護予防教室事業(楽笑教室) | 高齢者が仲間との交流を通して、社会的孤立感の解消を図るとともに、認知症予防やロコモ予防を推進し、高齢者の閉じこもりを予防する。 | |
| 介護予防出前講座事業 | シニアクラブ・いきいきサロン等を対象に行う運動や健康講話、健康測定に加え、自殺問題に関する講座取り入れることで、自殺対策の啓発を図る。 | |
| 出前健康教室開催事業【再掲】 | 公会堂等、身近な場所で実施する出前健康教室の中で、自殺予防等の啓発を実施することにより、市民の自殺対策に関する意識の向上を図る。 | |
| 人権文化創造講演会 | 講演会等の中で自殺問題について言及するなど、自殺対策を啓発する機会とする。 | しあわせ推進課 |



うつ病とは : 「なまけ」ではなく「間ぬけ」病である

几帳面、仕事熱心、頼まれたら断れない、所属する集団や他者に対して気を遣いやすい性格（メランコリー型性格）の方が、何らかのことを契機に、眠りが浅くなり、中途や早朝に覚醒して、朝から気力が低下（抑うつ気分）、不安でいろいろなことを悪く悪く考えがち（マイナス思考）、自分は「なまけ」ているのではないかと自責的になることが、うつ病の典型的な状態です。

さらに、「みんなに申し訳ない」「逃げ出したい」「消えた方がよい」と、自殺したい気持ち（自殺念慮）が生じることが多くあります。

この様な時には、精神科医師に、なるべく早めに診てもらえるように依頼して予約、受診することをお勧めいたします。

うつ病とは「なまけ」ているのではなく、心のエネルギーが減り、活動することや考えることができない、心の「間」がなくなる状態です。「なまけ」ではなくて、「間ぬけ」病であると、私は説明します。

うつ病になった際、以下のような対処法をお伝えいたします。

○「間」をとり、休養することが第一です。

はじめは一人では寂しく、安心してゆっくり休むために家族などに傍ら、同じ屋根のもとに、居てもらいます。

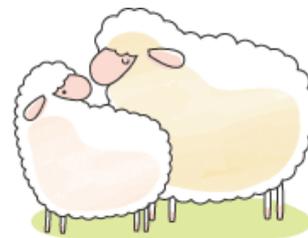
○抗うつ剤が、よく効くことが多いです。

○治る病気です。ただし一進一退の波があります。

○エネルギーがないうちは、人生上の大決断（たとえば退職など）をしないように勧めます。

○「自殺しない約束」をいたします。

うつ病の理解、対処法を、ご本人のみならず、家族や職場の方にも、よく理解してもらうことが何よりも大切です。



デンマーク牧場福祉会 こひつじ診療所 院長 武井陽一

基本目標3 “いのち”に寄り添う人を育てます

現状と課題

自殺対策を推進する上では、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気付き」が重要であり、「気付き」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。そのためには、自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、よく話を聴き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が求められています。

アンケート調査では、自分が悩みを抱えたときに相談できる相手が「いない」と答えた割合は、女性に比べて男性で高く、その中でも50歳以上の男性が比較的高い傾向にあります。

自殺の危険性が高い人を早期に発見し、早期に対応するためには、身近な人の変化に気付き、適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成を、更に幅広い領域で展開していかなければなりません。

また、現在はゲートキーパーを養成するのみにとどまっていますが、今後はゲートキーパーの活動状況の把握やゲートキーパーの対応事例の共有化等、ゲートキーパー自身のスキルアップや負担軽減に努める必要があります。

方向性

ゲートキーパーは自殺対策において、早期対応の中心的役割を果たすことが期待されます。相談に対応する機会の多い市職員の受講を促進し、自殺リスク者の早期発見につなげるとともに、より多くの市民が自殺対策に関する知識を持ち、身近な人と支え合うことができるよう、日ごろから多くの人と接する機会のある民生委員児童委員、健康づくり推進員や健康づくり食生活推進員等にも受講を促すなど、あらゆる分野におけるゲートキーパーを養成します。

また、自殺対策においては、専門的な知識を持った自殺対策の支援者の育成が重要なことから、家庭児童相談員や障害者相談員等の各分野の相談員にも受講を促していきます。

さらに、定期的に活動状況の把握に努めるとともに、プライバシーに配慮しながらも対応事例の共有化や情報交換等の機会を設けるなど、ゲートキーパー自身のスキルアップや負担軽減を図ります。

基本施策7 あらゆる分野におけるゲートキーパーの養成

一般市民のほか、市の管理職や各種団体に所属する市民へのゲートキーパー養成研修会受講を促したり、至る所で自殺対策に関する知識を持ったゲートキーパーを増やしたりすることで、地域全体での見守りや早期の気づきを促します。

また、研修を受講したゲートキーパーが定期的に情報交換をしたり悩みを共有したりできる場を設定するなど、安心してゲートキーパーとして活躍できるよう、受講後のフォロー体制を充実させます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-------------|---|-----------|
| 市職員研修事業 | 市職員研修に自殺対策に関する講義を導入することで、全職員に市民への自殺対策意識の向上を図るとともに、各所属の窓口対応等においても、自殺ハイリスク者の早期発見等につなげる。 | 総務課 |
| ゲートキーパーの育成 | ゲートキーパー養成研修会を開催し、ゲートキーパーの役割を担う人材を増やすとともに、受講後のフォロー体制を充実させ、安心して活動していただくことで、地域全体での見守りや早期の気づきを促す。 | 健康づくり課 |
| 認知症地域支え合い事業 | 認知症地域推進支援員にゲートキーパー研修の受講を促し、認知症の人の介護を行う市民への対応の中で、自殺リスクが高い人の早期発見につなげる。 | 地域包括ケア推進課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------------------|--|-----------|
| 食育推進事業（健康づくり食生活推進員の育成） 【再掲】 | 健康づくり食生活推進員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高まった方への気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。 | 健康づくり課 |
| 健康づくり推進員の活動 | 自殺予防に関する情報提供を行い、自殺対策への理解を深めるとともに、ゲートキーパー養成講習会の受講を促し、自殺対策を支える人材の育成・増加につなげる。 | |
| 介護支援ボランティア事業 | 介護支援ボランティア研修内容に自殺対策の項目を加えることで、ボランティア活動時に、高齢者やその家族の変化に気づき、早期発見・対応につなげる。 | 地域包括ケア推進課 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 家庭生活支援員にゲートキーパー養成研修の受講を促し、自殺対策の視点を含め、支援を必要とするひとり親の早期発見と必要な支援先へのつなぎ等の対応強化につなげる。 | しあわせ推進課 |
| 手話奉仕員養成事業 | 手話奉仕員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高まった方への気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。 | |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------|---|----------|
| 公営住宅使用料等滞納整理 | 公営住宅等の滞納整理を行う中で、生活困窮等の問題を抱えている入居者を把握し、必要に応じて適切な支援につなげる。 | 都市計画課 |
| 保育コンシェルジュ事業【再掲】 | 保育コンシェルジュがゲートキーパー研修を受講し、自殺リスクの高まった方への気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。 | すこやか子ども課 |
| 社会教育関係団体補助事業【再掲】 | 社会教育関係団体の活性化による生きがいをづくりの促進や、青少年指導者の養成により青少年が抱える「こころの問題」へのアドバイスができる人材の輩出につなげる。 | 生涯学習課 |

基本施策8 自殺対策を支える方への支援

自殺者の多くは、様々な社会的要因を背景として自殺に至っています。

本市では、家庭児童相談員や障害者相談員に対して自殺対策に関する研修を行い、複合的な要因を抱える前に十分な支援ができるように働きかけます。

また、医療や福祉関係機関のネットワーク強化により、ノウハウを共有したり、心理的な負担軽減を図ったりするなど、広域的に支援者の支援体制を充実させます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|----------------------------|--|---------|
| 家庭児童相談員設置事業 | 自殺予防はもちろん、相談員として必要な知識・スキルを身に付けてもらうため、ゲートキーパー研修、面接スキル向上研修等の受講を促す。 | しあわせ推進課 |
| 障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員） | 障害者相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高まった方への気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。 | |



自殺対策におけるゲートキーパーには、「気付く」「声をかける・聴く」「つなぐ」「見守る」という4つの役割が期待されます。悩みを抱えた人のサインに気付き、その人の話に耳を傾け、必要に応じて専門家のいる相談機関へつなぎ、その後も見守り続けることが大切です。

悩みを抱えた人は、「人には言えない」「どうしたらいいかわからない」等の状況に陥ることがあります。誰にも打ち明けられず、周囲から孤立し、精神的に追いつめられている場合も少なくありません。「専門家ではないから自分には何もできない」「話を聴くだけでは何も解決しない」と思う方もいるかもしれません。しかし、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることはたくさんあります。話をよく聴き、つらい気持ち、苦しい気持ちを受け止め、一緒に考えてくれる人がいると感じるだけでも、悩んでいる人の孤立を防ぎ、安心感を与えます。



内閣府「ゲートキーパー養成研修用テキスト(第二版)」より

ゲートキーパーの必要性は海外でも広く叫ばれ、WHO(世界保健機構)をはじめ、多くの国々で養成プログラムが実施されています。

静岡県や本市でも、自殺の現状や予防、具体的な声の掛け方、話の聴き方、支援機関へのつなぎ方等を学ぶことができるゲートキーパー研修会を実施しています。

誰もが自殺に追い込まれることのない社会を築くために、ゲートキーパーの輪を広げていきましょう。

ゲートキーパーの4つの役割

- 1 気付く…家族や職場の仲間等、周りの人の変化に気付く。
- 2 声を掛ける・聴く…声を掛け、本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
- 3 つなぐ…早めに専門家に相談するように促す。
- 4 見守る…あたたかく寄り添いながらじっくりと見守る。

基本目標 4 よりよい相談支援体制をつくります

現状と課題

自殺を図った人の多くはその直前にうつ病等の精神疾患にかかっていることが多いのですが、精神科等の専門機関に相談している例は少ないといわれています。

本市では、市民が抱える様々な不安や悩み、困難に対し、早期、適切に対応できるよう、広報紙やホームページのほか、SNSを活用して広く相談窓口を周知したり、公共施設だけでなく、コンビニエンスストア等、市民にとって身近な場所へ相談窓口周知カードを設置したりするなど、効果的な情報発信に努めています。また、総合健康センターにおいて、赤ちゃんから高齢者まで一人ひとりの悩みにきめ細かく対応する総合相談窓口を設置し、生活困窮、健康問題、子育て、介護等、様々な悩みに対応しています。

それらの存在について、より効果的な情報発信を行い、悩みを抱える全ての人が必要な情報を受け取ることができるようにする必要があります。また、各相談機関では、悩みを抱える人の自殺リスクに素早く気づき、関係機関と連携し、精神科医療等の適切な支援につなげることが重要です。特に、生活困窮、アルコール／薬物依存、経済問題、自殺未遂等、複雑・困難な背景を有する方々は、一般的に自殺の危険性が高く、自殺のハイリスク者といわれており、より早期発見が求められます。

また、今後想定される南海トラフ等の大規模災害や局所災害等の発生後には、長期的な避難生活による疲労やストレス、生活再建に向けた経済問題、生活基盤が確保できる人とできない人との格差等、様々な精神的・社会的ストレスが生じ、自殺の危険も高まると予想されることから、災害時における被災者への適切な支援を行うための人材育成や体制整備を進める必要があります。

方向性

市民が不安や悩みを抱えた時に、悩みを抱える人がどの相談窓口からでも適切な機関につながり、問題の解決が図られるよう、各相談機関や窓口における支援者の相互理解を深め、連携を強化するなど、相談支援体制の充実を図ります。

また、保健師による家庭訪問や産後うつのスクリーニング、国保特定健診・特定保健指導の問診等により、自殺ハイリスク者の早期発見に向けた取組を図ります。

さらに、大切な人を自死で亡くしたときには、こころや体、行動に色々な変化が生じることから、自死遺族の気持ちに寄り添う相談体制を整えるとともに、自死遺族へのケアに関する取組について広く情報提供を行い、その支援の充実を図ります。

また、災害時には、保健・医療・福祉に関する情報提供、避難所における被災者の心身の健康管理や健康相談、孤立化させないためのコミュニティづくりの支援等を通して、被災者の自殺リスクを減らすための相談支援体制の構築を図ります。

基本施策 9 相談支援体制の充実

私たちは日々の暮らしの中で、様々な悩みや不安を抱えています。こうした悩みや不安を感じたときに、適切な相談機関につながり、一人で抱え込むことがないように支援していくことが必要です。

こころの相談、生活や福祉の相談等、地域包括ケアシステム*の視点のもと、総合健康センターでは、ワンストップの総合相談窓口を設置し、悩みを抱える人にスムーズかつ適切な支援を行うとともに、必要に応じてより適切な専門機関につながります。

また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から保健師や栄養士、保育士等の多職種連携により、子育て家庭に関わることで、その後の子育て支援センター及び教育相談につなぐなど、切れ目ない相談支援体制を整えていきます。

※「地域包括ケアシステム」とは

誰もが、できる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の保健・医療・介護・福祉等が連携して、必要とされるサービスが一体となって切れ目なく提供される仕組み。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------------------|--|----------------------|
| 納税相談 | 滞納者は経済的に困難な状況にあることが多く、生活全般にわたり支援が必要な場合があるため、必要に応じて関係機関等につなげる。 | 税務課 |
| 子育て世代包括支援センター 【再掲】 | 妊娠期から出産、子育て期において継続的に支援ができる総合相談窓口として、妊娠期からその先の継続した支援を行い、子育ての悩みを軽減する。 | 健康づくり課 |
| こころの相談 | 市民が抱えるこころの問題や不安に関する相談に対応し、精神的なケアを行うとともに、必要な支援につなげる。 | 健康づくり課 袋井市社会福祉協議会 |
| 総合相談事業 | 総合健康センター内に設置した総合相談窓口において、ワンストップの総合相談を実施し、必要に応じて関係機関等につなげる。 | 地域包括ケア推進課 |
| ひとり暮らし高齢者訪問事業 【再掲】 | 生活実態の把握や健康相談、福祉サービスの活用の相談に応じ、支援が必要な方を関係機関につなげ、安全安心を確保するとともに、健康で自立した生活が送れるよう支援する。 | |
| 聖隷袋井市民病院・中東遠総合医療センターにおける相談事業 | 病気の治療、医療費等の支払い、療養、介護等に心理的・社会的な不安を抱えた患者やその家族に対する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携する。 | |
| 地域ケア会議推進事業 | 医療・介護の専門職や民生委員児童委員・自治会長・地域住民等の関係者による「地域ケア会議」で、高齢者の自殺対策についての認識を深め、包括的な対策につなげる。 | |
| 法律相談 | 弁護士による暮らしにおける法律上の相談窓口を設置し、問題解決のきっかけづくりの手助けを行う。 | 市民課 袋井市社会福祉協議会 |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-------------------------|---|----------|
| 家庭児童相談 | 相談員を家庭児童相談室に配置して、電話や来所等による相談に対応するとともに、要保護・支援児童及びその家庭に対し、必要な支援を継続的に実施する。 | しあわせ推進課 |
| 民生委員児童委員事務 | 地域で困難を抱えている方に気付き、適切な相談機関につなげるなど、地域の最初の窓口となる民生委員児童委員による地域の相談・支援等を行う。 | |
| 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業） | 生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行う中で、生活困窮者からの相談を受け、本人や家庭の抱える問題を察知し、適切な支援につなげる。 | |
| 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） | 生活困窮者からの相談を通じて、悩みの原因の解決に向けた助言、援助を行うことにより、悩みの軽減を図る。 | |
| 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金） | | |
| 生活保護事業（生活相談） | 生活困窮者からの生活相談を通じて、悩みの原因の解決に向けた助言や支援を行うとともに、困窮度に応じて、必要な保護を行うことにより、自殺予防につなげる。 | |
| 子育て支援センター運営事業【再掲】 | 交流の場や相談できる場があることを広く周知し、子育ての不安や悩みに対して、早期に助言・援助を行うとともに、必要に応じて関係機関につなげる。 | すこやか子ども課 |
| 子ども支援トータルサポート事業 | 子どもの発達障害に関する正しい理解を促すことで、周囲の理解が広がり、保護者が一人で悩んだり、追い込まれたりすることなく子育てができる環境をつくる。 | 育ちの森 |
| 児童発達支援事業 | 保護者への面談の実施や気軽に相談できる体制を整えるとともに、保護者同士が交流できる場を設け、児の発達や育児に関する保護者の不安を軽減し、孤立を防ぐ。 | |
| スクールカウンセラー活用事業 | 様々な問題を抱えた児童生徒の自殺リスク軽減を図るため、児童生徒の臨床心理等に関して豊かな経験を持つスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制を整える。 | 学校教育課 |

《様々な相談窓口や相談機関のチラシ・リーフレット（一例）》



子育て世代包括支援センター



生活自立相談センター



内職・職業相談



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------|--|------------------------|
| 心配ごと相談 | 日常生活から生じるあらゆる心配ごとに関する相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、相談者の精神的な負担軽減を図る。 | 袋井市社会福祉協議会 |
| 福祉総合相談 | 福祉に関する様々な相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、相談者の精神的な負担軽減を図る。 | |
| 学生相談 | 東海アクシス看護専門学校、静岡理科大学において、臨床心理士等が学生からのあらゆる相談に応じ、その解決を支援する。 | 東海アクシス看護専門学校 静岡理科大学 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------------------|--|-----------------|
| 交通事故相談 | 交通事故の加害者・被害者の双方に相談の機会を提供し、こころのケアにつなげる。 | 協働まちづくり課 |
| 災害時健康支援 | 災害発生時に避難住民のこころのケアを行う体制を整備する。 | 健康づくり課 危機管理課 |
| 発達障害に関する相談 | 発達障害のある方とその家族・支援者からの相談に応じることで、負担の軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげる。 | 健康づくり課 育ちの森 |
| 国民年金に関する相談対応 | 国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う中で、生活問題を抱えている方の早期発見につなげる。 | 市民課 |
| 介護サービス事業者等への適正化支援事業【再掲】 | 介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる機会を設け、支援者相互の支え合い(支援者への支援)を推進し、介護従事者の悩みの解消を図る。 | |
| 介護給付に関する事務 | 要介護認定申請時等の相談支援の場を、介護に関する問題等を抱えて自殺リスクが高い住民との接触機会とし、専門職による相談を通して本人や家族の負担軽減を図る。 | |
| 介護相談員派遣事業 | 介護相談員が施設や在宅を訪問した際、自殺リスクが高いと判断した案件を行政に報告し、介護従事者等と連携して支援体制を整え、自殺リスクの軽減につなげる。 | |
| 自立支援給付に関する事務 | 障害福祉サービス申請時等の相談支援の場を障がいに関する問題等を抱えて自殺リスクが高い住民との接触機会とし、相談を通して本人や家族の負担軽減を図る。 | しあわせ推進課 |
| 障害者虐待の対応 | 障害者虐待に関する通報・相談等に対応の糸口として、本人や家族を支援していく中で、背後にある様々な問題を察知し、適切な支援先へつなげる。 | |
| 養護老人ホームへの入所 | 入所手続きの中で、本人や家族等から問題状況等の聞き取りを行い、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる。 | |
| 障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)【再掲】 | 障害者相談員にゲートキーパー研修を受講してもらうことにより、自殺リスクの高まった方への気付き役やつなぎ役としての役割を担えるようにする。 | |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---------------------|---|------------------------------|
| 消費生活対策事務 | 相談窓口となる消費生活センターの周知を図るとともに、消費生活相談により、消費生活上の問題の解決を支援する。 | 産業政策課 |
| 内職・職業相談【再掲】 | サンライフ袋井内において、内職相談及び職業相談を実施することにより、就労促進を図る。 | |
| 地域子育て支援システム運営事業【再掲】 | 交流の場や相談できる場があることを広く周知し、子育ての不安や悩みに対して、早期に助言・援助を行うとともに、必要に応じて関係機関につなげる。 | すこやか子ども課 |
| 経営安定特別相談室 | 赤字や借金の借入等、経営上の様々な問題について商工調停士が事業所を訪問し、専門的なアドバイスをを行うことにより、経営安定を支援する。 | 袋井商工会議所 中小企業相談所 浅羽町商工会 |
| 定例なんでも相談会 | 企業の経営について弁護士、司法書士等の専門家が相談に応じ、経営者が抱える様々な不安の解決を支援する。 | 袋井商工会議所 中小企業相談所 |

基本施策10 ハイリスク者の早期発見に向けた取組

自殺を図った人は、その直前にうつ病等の精神疾患にかかっていることが多く見受けられるとともに、繰り返し自殺を試みる傾向にあります。

自殺対策を効果的に推進するためには、このような自殺リスクの高い方の早期発見と、解決に向けた早期支援が重要になります。

育児の悩みを抱え込みやすい子育て世代、要介護高齢者とその家族、いじめ被害や不登校の児童生徒等、支援が特に必要な人を見逃さず、早期に支援につなげていく施策の実施、体制整備を進めます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-------------------|---|--------|
| 納税相談【再掲】 | 滞納者は経済的に困難な状況にあることが多く、生活全般にわたり支援が必要な場合があるため、必要に応じて関係機関等につなげる。 | 税務課 |
| 家庭訪問事業 | 定期的に家庭訪問を行うことにより、自殺リスクのある家庭を把握するとともに、必要に応じた支援につなげる。 | 健康づくり課 |
| 産婦健康診査・産後ケア事業【再掲】 | 出産直後の早期段階から必要な助言・指導等を提供することで、自殺リスクの軽減や新生児への虐待予防を図るとともに、健やかな育児を支援する。 | |
| 赤ちゃん訪問【再掲】 | 産後の精神的に不安定になり易い時期に、自宅訪問により、家庭状況の把握及び自殺のリスクのある家庭を早期に発見し、必要な治療や支援につなげる。 | |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|----------------------------------|--|-----------------------|
| 国保特定健診・特定保健指導 | 特定健診の問診項目に、睡眠やストレス等に関する項目を設けるなど、うつ病の早期発見に努め、必要に応じて相談機関等につなげる。 | 健康づくり課 |
| こころの相談【再掲】 | 市民が抱えるこころの問題や不安に関する相談に対応し、精神的なケアを行うとともに、必要な支援につなげる。 | 健康づくり課 袋井市社会福祉協議会 |
| 袋井市認知症初期集中支援チーム | 多職種で構成する認知症初期集中支援チームが、初期支援を包括的かつ集中的に行うことで、本人のみならず、その家族の精神的負担の軽減を図る。 | 地域包括ケア推進課 |
| ひとり暮らし高齢者訪問事業【再掲】 | 生活実態の把握や健康相談、福祉サービスの活用の相談に応じ、支援が必要な方を関係機関につなげ、安全安心を確保するとともに、健康で自立した生活が送れるよう支援する。 | |
| 総合相談事業【再掲】 | 総合健康センター内に設置した総合相談窓口において、ワンストップの総合相談を実施し、必要に応じて関係機関等につなげる。 | |
| 聖隷袋井市民病院・中東遠総合医療センターにおける相談事業【再掲】 | 病気の治療、医療費等の支払い、療養、介護等に心理的・社会的な不安を抱えた患者やその家族に対する相談を受け、必要に応じて関係機関と連携する。 | |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 申請時や支援時を、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応への機会とする。 | しあわせ推進課 |
| 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業）【再掲】 | 生活困窮世帯の中学生を対象に学習支援を行う中で、生活困窮者からの相談を受け、本人や家庭の抱える問題を察知し、適切な支援につなげる。 | |
| 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）【再掲】 | 生活困窮者からの相談を通じて、悩みの原因の解決に向けた助言、援助を行うことにより、悩みの軽減を図る。 | |
| 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金）【再掲】 | | |
| 生活保護事業（生活相談）【再掲】 | 生活困窮者からの生活相談を通じて、悩みの原因の解決に向けた助言や支援を行うとともに、困窮度に応じて、必要な保護を行うことにより、自殺予防につなげる。 | |
| 生活保護事業（保護費の支給） | 最低限度の生活を保障することにより、生活保護受給者の生きることの包括的支援を行う。 | |
| フードバンク事業 | 家庭内の未利用食品を集め、NPO法人を介し、市内の生活困窮者に提供することで、自殺ハイリスク者を察知し、必要に応じて適切な支援につなげる。 | しあわせ推進課 袋井市社会福祉協議会 |
| 給水停止業務 | 水道料金の滞納者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることがあるため、自殺ハイリスク者の早期発見や必要に応じて関係機関につなぐ等の支援を行う。 | 水道課 |
| 滞納整理業務 | 滞納者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることがあるため、自殺ハイリスク者の早期発見や必要に応じて関係機関につなぐ等の支援を行う。 | 水道課 下水道課 |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------|--|------------|
| 児童生徒特別支援教育就学奨励事業 | 費用の補助にあたり保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会とする。 | 教育企画課 |
| いじめ・不登校等未然防止事業 | 教育心理検査により、一人ひとりの児童生徒に目を向け、学級を組織として理解するなど、児童生徒のより良い人間関係づくりを支援し、生きやすい環境整備を進める。 | 学校教育課 |
| 心配ごと相談【再掲】 | 日常生活から生じるあらゆる心配ごとに関する相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、相談者の精神的な負担軽減を図る。 | 袋井市社会福祉協議会 |
| 福祉総合相談【再掲】 | 福祉に関する様々な相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、相談者の精神的な負担軽減を図る。 | |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|----------------------------|--|----------------|
| 親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム）【再掲】 | 初めての赤ちゃんを育てている母親の仲間づくりによる孤独感の解消や、子育て知識の習得により育児不安の軽減を図る。 | 健康づくり課 |
| 子育て世代包括支援センター【再掲】 | 妊娠期から出産、子育て期において継続的に支援ができる総合相談窓口として、妊娠期からその先の継続した支援を行い、子育ての悩みを軽減する。 | |
| 乳幼児健康診査事業（子ども健康相談）【再掲】 | 専門家が相談に応じることで、母親の負担や不安感の軽減を図るとともに、必要時には他の関係機関と連携し、包括的に支援を行う。 | |
| 母子健康手帳交付事業【再掲】 | 母子健康手帳交付の際に、妊婦への保健指導を行う中で、自殺リスクがある家庭を早期に発見し、その後の支援につなげる。 | |
| 発達障害に関する相談【再掲】 | 発達障害のある方とその家族・支援者からの相談に応じることで、負担の軽減を図り、自殺リスクの軽減につなげる。 | 健康づくり課 育ちの森 |
| 介護給付に関する事務【再掲】 | 要介護認定申請時等の相談支援の場を、介護に関する問題等を抱えて自殺リスクが高い住民との接触機会とし、専門職による相談を通して本人や家族の負担軽減を図る。 | 市民課 |
| 介護相談員派遣事業【再掲】 | 介護相談員が施設や在宅を訪問した際、自殺リスクが高いと判断した案件を行政に報告し、介護従事者等と連携して支援体制を整え、自殺リスクの軽減につなげる。 | |
| 障害児通所・相談支援給付支給決定事務【再掲】 | 障がい児及びその保護者への療育や相談支援を提供することにより、保護者の不安や育児負担を軽減し、保護者の自殺リスクの低下につなげる。 | しあわせ推進課 |
| 重症心身障害児童扶養手当【再掲】 | 手当の支給に際し、本人や家族と応対する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応への接点とする。 | |
| 家庭児童相談【再掲】 | 相談員を家庭児童相談室に配置して、電話や来所等による相談に対応するとともに、要保護・支援児童及びその家庭に対し、必要な支援を継続的に実施する。 | |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---------------------|---|---------------|
| 民生委員児童委員事務【再掲】 | 地域で困難を抱えている方に気付き、適切な相談機関につなげるなど、地域の最初の窓口となる民生委員児童委員による地域の相談・支援等を行う。 | しあわせ推進課 |
| 公営住宅事務 | 公営住宅の居住者や入居申込者は、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないことから、自殺のハイリスク者を早期に発見するため、必要に応じて関係機関につなげる。 | 都市計画課 |
| 公営住宅使用料等滞納整理【再掲】 | 公営住宅等の滞納整理を行う中で、生活困窮等の問題を抱えている入居者を把握し、必要に応じて適切な支援につなげる。 | |
| 子育て支援センター運営事業【再掲】 | 交流の場や相談できる場があることを広く周知し、子育ての不安や悩みに対して、早期に助言・援助を行うとともに、必要に応じて関係機関につなげる。 | すこやか子ども課 |
| 地域子育て支援システム運営事業【再掲】 | | |
| 教育支援センター【再掲】 | 集団再適応や生活指導及び保護者への相談活動等の実施により、不登校児童生徒が将来自立できるよう支援する。また、相談時を自殺リスクの早期発見の機会とする。 | 育ちの森 |
| 子ども支援トータルサポート事業【再掲】 | 子どもの発達障害に関する正しい理解を促すことで、周囲の理解が広がり、保護者が一人で悩んだり、追い込まれたりすることなく子育てができる環境をつくる。 | |
| 児童発達支援事業【再掲】 | 保護者への面談の実施や気軽に相談できる体制を整えるとともに、保護者同士が交流できる場を設け、児の発達や育児に関する保護者の不安を軽減し、孤立を防ぐ。 | |
| 教育相談（いじめ含む）【再掲】 | 「ひまわり」での不登校児童生徒の居場所の確保や児童生徒・保護者とのカウンセリング等の支援、いじめホットライン・いじめホットメールにより、子どもの心のケアに努める。 | 育ちの森 学校教育課 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業 | 様々な問題を抱えた児童生徒やその保護者の自殺リスク軽減を図るため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等とのネットワークを活用するなど、包括的な支援を行う。 | 学校教育課 |
| スクールカウンセラー活用事業【再掲】 | 様々な問題を抱えた児童生徒の自殺リスク軽減を図るため、児童生徒の臨床心理等に関して豊かな経験を持つスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制を整える。 | |
| 少年補導センター運営事業 | 少年補導センターによる街頭補導や電話相談窓口の設置、補導センターだより等の広報啓発活動により、青少年の非行防止、健全育成を図る。 | 生涯学習課 |

基本施策 1 1 自死遺族へのケア

大切な人を自死で亡くした時、人は複雑な感情を抱き、深く、つらい悲しみや苦しみから、こころや体や行動に様々な変化が起こります。こうした変化が生じた際には、無理をせず誰かに相談するなど、精神的なケアを受けることが必要です。

自死遺族の気持ちに寄り添い、自死遺族が抱えるこころの問題や不安に関する相談に対応できるよう、自死遺族が悩みを相談できる場所の紹介等、必要な情報が届くよう、市ホームページや広報紙、リーフレット等を活用した情報提供を行います。

また、市内だけでなく、周辺自治体や静岡県等で行っている取組についても広く情報提供を行うなど、自死遺族へのこころのケアを充実させます。

自死遺族の相談に対応する相談者についても、遺族の精神状態を理解し、寄り添った支援ができるよう資質の向上に努めるとともに、相談対応における悩みを解決できるよう、研修・情報交換の場を設けます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------|--|-----------|
| 自殺対策パンフレットの配布【再掲】 | 窓口や各施設、イベント等において自殺対策に関する各種パンフレットを配布することで、自殺対策に関する知識の普及啓発を図るとともに、相談窓口等の情報提供を行う。 | 各課 |
| 総合相談事業【再掲】 | 総合健康センター内に設置した総合相談窓口において、ワンストップの総合相談を実施し、必要に応じて関係機関等につなげる。 | 地域包括ケア推進課 |
| スクールカウンセラー活用事業【再掲】 | 様々な問題を抱えた児童生徒の自殺リスク軽減を図るため、児童生徒の臨床心理等に関して豊かな経験を持つスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制を整える。 | 学校教育課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------------|---|----------------------|
| 行政の情報提供・広報等による情報発信【再掲】 | ホームページや広報紙等により、総合相談会や居場所活動等の各種事業・支援策等に関する情報を住民に提供し、自殺対策を啓発する。 | 各課 |
| こころの相談【再掲】 | 市民が抱えるこころの問題や不安に関する相談に対応し、精神的なケアを行うとともに、必要な支援につなげる。 | 健康づくり課 袋井市社会福祉協議会 |
| 法律相談【再掲】 | 弁護士による暮らしにおける法律上の相談窓口を設置し、問題解決のきっかけづくりの手助けを行う。 | 市民課 袋井市社会福祉協議会 |
| 心配ごと相談【再掲】 | 日常生活から生じるあらゆる心配ごとに関する相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、相談者の精神的な負担軽減を図る。 | 袋井市社会福祉協議会 |
| 福祉総合相談【再掲】 | 福祉に関する様々な相談に対応し、必要な支援につなぐとともに、相談者の精神的な負担軽減を図る。 | |

基本方針3 次世代を担う子どもたちの“いのち”を守ります

基本目標5 子どもへの支援体制を強化します

現状と課題

自殺対策基本法では、かけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の醸成や、児童生徒が強い心理的負担を受けた場合の対処方法等の教育を学校で実施することが求められていることから、子どもに対して、いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育を行うほか、教職員や保護者に対して、SOSの気付き方を学校の教育活動として位置付け、保健師や外部講師等による教育の機会を確保することが必要です。また、様々な事態に対し、周囲の大人が適切に対応できるよう、経験を積んだ専門家等の協力を得てスキルアップを図るなど、支援者が疲弊することなく支援を継続できるよう努めなければなりません。

また、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒のこころの問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っているとされていることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を活用した教育分野、福祉分野の横断的視点による相談支援体制の整備が必要です。

併せて、子どもにとって身近に起こった自殺や自殺未遂は、精神的に大きな影響を与えるため、このような事態が発生した場合のこころのケアも重要です。

方向性

全ての子どもが健やかに成長できるよう、学校では様々な機会を通し、児童生徒にいのちの大切さを伝えていくとともに、保健師や外部講師等により、児童生徒が困難を抱えたときに周囲の大人に助けを求められる能力向上を目的とした「SOSの出し方教育」を実施するなど、総合的な自殺予防教育を推進します。

また、児童生徒のSOSを受け止めるための体制づくりとして、教育支援センターやスクールカウンセラー等と連携した相談支援を実施するほか、教職員に対するストレスチェックにより、メンタル不調の未然防止やメンタル不調者への早期支援を図ります。

基本施策 1 2 児童生徒への支援

児童生徒が抱える問題に対しては、教育支援センターやスクールカウンセラー等による、悩みや不安を受け止める相談体制をはじめ、保健師や外部講師等による総合的な健康教育の実施等により、その対応を強化します。

さらに、教職員やスクールカウンセラー等の資質向上のため、情報交換の場を設け、児童生徒のSOSの引き出し方や受け止め方等、スキルの向上に取り組みます。

また、保健師や外部講師等の健康教育についても児童生徒に十分伝わるよう、内容を吟味・精査するとともに、常に向上を図り、袋井市の全ての子どもが健やかに成長できるように支援します。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------|---|---------------|
| 子ども健康教育支援事業 | 社会性の醸成やこころの健康づくりを含めた総合的な健康教育を実施し、子どもたちの心身の両面からの健康づくりに関する意識を高める。 | 健康づくり課 |
| 教育支援センター | 集団再適応や生活指導及び保護者への相談活動等の実施により、不登校児童生徒が将来自立できるよう支援する。また、相談時を自殺リスクの早期発見の機会とする。 | 育ちの森 |
| 教育相談（いじめ含む） | 「ひまわり」での不登校児童生徒の居場所の確保や児童生徒・保護者とのカウンセリング等の支援、いじめホットライン・いじめホットメールにより、子どもの心のケアに努める。 | 育ちの森 学校教育課 |
| スクールカウンセラー活用事業【再掲】 | 様々な問題を抱えた児童生徒の自殺リスク軽減を図るため、児童生徒の臨床心理等に関して豊かな経験を持つスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制を整える。 | 学校教育課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-----------------------|---|-------|
| 児童生徒特別支援教育就学奨励事業【再掲】 | 費用の補助にあたり保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見の機会とする。 | 教育企画課 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 様々な問題を抱えた児童生徒やその保護者の自殺リスク軽減を図るため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等とのネットワークを活用するなど、包括的な支援を行う。 | 学校教育課 |
| スクールネットパトロール | インターネットを通じて行われるいじめ問題等の早期発見、早期対応、解決等につなげるため、SNS等における書き込みを監視調査し、必要に応じて関係機関と連携し対応する。 | |
| 社会教育振興事業（少年学級）【再掲】 | 子どもたちにいのちの大切さを考える機会を提供するとともに、コミュニティで自分の役割や必要性を見出すことで、自己有用感の向上につなげる。 | 生涯学習課 |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|---|--|-------|
| 少年補導センター運営事業【再掲】 | 少年補導センターによる街頭補導や電話相談窓口の設置、補導センターだより等の広報啓発活動により、青少年の非行防止、健全育成を図る。 | 生涯学習課 |
| 青少年育成事業（少年地域交流事業、地域子ども育成事業、子ども自然観察教室）【再掲】 | 子どもや若者が、自然や歴史、風土に触れ、生きることの喜びを育むとともに、仲間との交流を通して社会からの孤立を防ぐ。 | |

基本施策 13 児童生徒を支える教職員等への支援

悩みや問題を抱えた児童生徒に手を差し伸べ、守っていくためには、そのSOSを受け止める教職員等が健康であることが不可欠です。

本市では、袋井市立学校職員ストレスチェック制度実施内規に基づいたストレスチェックを年2回実施し、メンタル不調の未然防止に努めているとともに、メンタル不調者に対しては、更に早期に支援を行い、職員の健康保持に取り組みます。

また、スクールカウンセラーとの連携により、学校で起きた課題に対し、チームとして対応するとともに、カウンセラー自身のメンタルケアにも努めます。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|----------------------|--|-------|
| 袋井市立学校安全衛生協議会【再掲】 | 学校職員の健康管理とメンタルケアについての啓発を行うことにより、心身の健康の保持・増進を図る。 | 教育企画課 |
| 袋井市立学校職員ストレスチェック【再掲】 | 市内小中学校16校を対象として、公立学校共済組合のストレスチェックを年2回実施し、メンタル不調の未然防止を図る。 | |
| 教職員人事・研修関係事務 | 教職員に対する自殺問題に関する研修の充実や教職員の時間外勤務削減等の負担軽減を図ることで、より一層児童生徒の言動に目を配り、自殺リスクの早期排除につなげる。 | 学校教育課 |

関連事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|-----------------------|---|----------|
| 親スキルアップ講座開催事業【再掲】 | 保護者対象に自殺問題に関する講座を実施することにより、子どもや自身の自殺の危機に対する気付きの力を高める。 | すこやか子ども課 |
| スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】 | 様々な問題を抱えた児童生徒やその保護者の自殺リスク軽減を図るため、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関等とのネットワークを活用するなど、包括的な支援を行う。 | 学校教育課 |

基本方針4 かけがえのない“いのち”を守る体制をつくります

基本目標6 みんなで守る“いのち”のネットワークをつくります

現状と課題

核家族化の進展やライフスタイル、価値観の多様化等から地域住民の交流が少なくなり、人間関係や地域コミュニティが希薄化しています。「地域共生社会」の考えに基づき、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、地域で起きている様々な問題を「我が事」として捉える地域づくりを進めるとともに、医療、介護、経済問題等、様々な分野に係る相談をワンストップで受け止められる体制づくりが必要です。

また、自殺対策においては、「気づき」「つなげる」ことが重要であり、関係機関の連携を強化するとともに、地域におけるネットワークを強化することで、一人でも多くのいのちを守ることが期待されます。

方向性

自殺の危険が高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療を含む保健・医療・福祉の関係機関につなぎ、連携強化を図るほか、様々な問題に対して包括的に対応する必要があります。地域の精神科医療機関を含めた保健・医療・福祉・教育・労働・法律等の関係機関が多職種で連携し、適切なサービスを受けられるように支援していきます。

その中でも、総合健康センター内に設置している総合相談窓口の活用によるワンストップ相談により、関係機関の連携体制を強化するとともに、袋井市こころの健康づくりネットワークや相談事業所等連絡会の開催等により、継続的に関係者同士の認識の共有化を図ります。



基本施策 14 ネットワークの強化と連携体制の整備

一人ひとりが周りの人の変化・不調等に気付き、相談機関や医療機関等の適切な機関につなげるとともに、各機関同士のネットワークづくりにより連携体制を整備することで、より手厚く切れ目ない支援を実現します。

本市では、地域住民同士の交流が活発に行われている強みを生かして、住民同士による互助の仕組みをより一層浸透させるとともに、多職種、多機関の連携により、「袋井市こころの健康づくりネットワーク」の強化を図ります。

主要事業

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|--------------------|--|--------|
| 袋井市こころの健康づくりネットワーク | こころの問題やうつ病等、こころの病気を抱える人に対し、関係機関や地域などが連携することにより、自殺リスクを抱える人の早期発見や適切な対応につなげる。 | 健康づくり課 |

関連事業

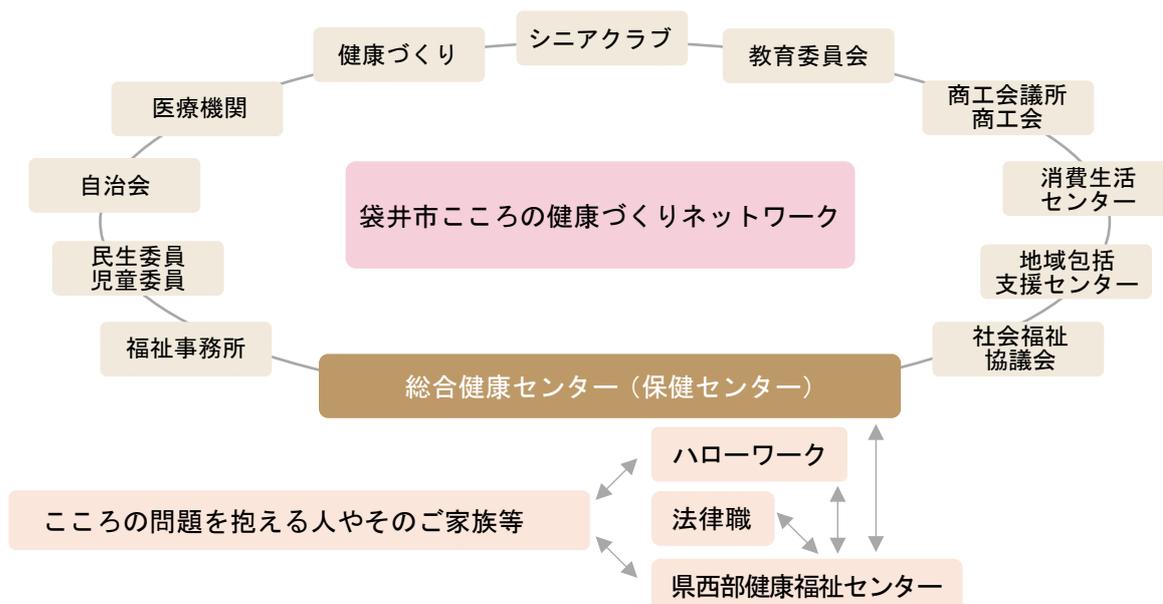
| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|----------------|---|-----------|
| 在宅医療・介護連携推進事業 | 医療や介護の関係者等から寄せられる相談の中で、介護負担が高い方等、自殺リスクの高い方の支援を関係者間で行えるようネットワークの強化や連携体制の整備を推進する。 | 地域包括ケア推進課 |
| 相談事業所等連絡会 | 相談支援事業所・地域包括支援センター等の関係者で構成する相談事業所等連絡会の開催を通じ、相談業務を担う各機関相互の顔の見える関係を活かし、関係機関が連携して自殺リスクへの早期対応を図る。 | |
| 地域ケア会議推進事業【再掲】 | 医療・介護の専門職や民生委員児童委員・自治会長・地域住民等の関係者による「地域ケア会議」で、高齢者の自殺対策についての認識を深め、包括的な対策につなげる。 | |
| 介護給付に関する事務【再掲】 | 要介護認定申請時等の相談支援の場を、介護に関する問題等を抱えて自殺リスクが高い住民との接触機会とし、専門職による相談を通して本人や家族の負担軽減を図る。 | 市民課 |
| 介護相談員派遣事業【再掲】 | 介護相談員が施設や在宅を訪問した際、自殺リスクが高いと判断した案件を行政に報告し、介護従事者等と連携して支援体制を整え、自殺リスクの軽減につなげる。 | |

| 項目 | 自殺対策の視点からみた取組内容等 | 担当課 |
|------------------|---|---------|
| 袋井市療育支援ネットワーク連絡会 | 障がい児及びその保護者の支援方法について、様々な専門家で検討を行うことにより、保護者の不安や育児負担を軽減し、保護者の自殺リスクの低下につなげる。 | しあわせ推進課 |
| 中遠地域自立支援協議会 | 医療や福祉等の各種支援機関で構築されたネットワークを活用し、各関係機関からの意見を踏まえ総合的に検討し、多方面からの支援を自殺対策事業につなげる。 | |
| 青少年対策事務 | 青少年問題協議会において、青少年の抱える「こころの問題」等を共有することで、自殺を含む問題行動の防止につなげる。 | 生涯学習課 |
| 掛川市袋井市推進連絡会事後検証会 | 事後検証会で自損行為に関する内容をテーマとした検証を実施し、中東遠地域の医師・看護師・消防職員間での情報共有や連携強化を図る。 | 消防本部警防課 |
| 森町病院事後検証会 | | |
| 中東遠MC※事後検証会 | | |

※「MC」とは

メディカルコントロールの略称。救急現場から救急病院等の医療機関へ搬送されるまでの間において、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保証するために運用していくシステムのこと。

[袋井市こころの健康づくりネットワーク（セーフティネット）【イメージ図】]



2 基本施策別取組一覧

◎…主要事業／○…関連事業

| 項目名 | 担当課 | 基本施策番号 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 行政の情報提供・広報等による情報発信 | 各課 | | | | | ◎ | | | | | | ○ | | | |
| 自殺対策パンフレットの配布 | | | | | | ◎ | | | | | | ◎ | | | |
| 市職員福利厚生・安全衛生事業 | 総務課 | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 市職員研修事業 | | | | | | | | ◎ | | | | | | | |
| 市民活動普及事業 | 協働まちづくり課 | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 特色ある地域づくり | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | | |
| 男女共同参画推進事業 | | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 防犯啓発推進事業 | | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 交通事故相談 | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 納税相談 | 税務課 | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| 事業所出前健康教室 | 健康づくり課 | ◎ | ◎ | | | | ◎ | | | | | | | | |
| フッピー健康ポイント事業「#2961ウオーク」 | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| 健康経営推進事業 | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 乳幼児健康診査事業（子ども健康相談） | | | ○ | ◎ | | | | | | | | ○ | | | |
| 母子健康手帳交付事業 | | | ○ | | | | | | | | | ○ | | | |
| 生活習慣病予防事業 | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 赤ちゃん訪問 | | | ◎ | | | | | | | | | ◎ | | | |
| 家庭訪問事業 | | | | ○ | | | | | | | | ◎ | | | |
| 子育て世代包括支援センター | | | | ◎ | | | | | | | ◎ | ○ | | | |
| 産婦健康診査・産後ケア事業 | | | | ◎ | | | | | | | | ◎ | | | |
| 親子の絆づくりプログラム（ベビープログラム） | | | | ◎ | | | | | | | | ○ | | | |
| 「通いの場」づくり | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 食育推進事業（健康づくり食生活推進員の育成） | | | | | | ○ | | ○ | | | | | | | |
| 出前健康教室開催事業 | | | | | | ◎ | ○ | | | | | | | | |
| 地域健康意識向上事業 | | | | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | |
| こころの相談窓口周知カードの設置 | | | | | | ◎ | | | | | | | | | |
| 介護予防教室事業（楽笑教室） | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 介護予防出前講座事業 | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 食育推進事業（離乳食・幼児食教室） | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 健康塾開催事業（こころと体の健康教室） | | | | | | | ◎ | | | | | | | | |
| 健康づくり推進員の活動 | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| ゲートキーパーの育成 | | | | | | | | ◎ | | | | | | | |
| 国保特定健診・特定保健指導 | | | | | | | | | | | | ◎ | | | |
| 子ども健康教育支援事業 | | | | | | | | | | | | | ◎ | | |
| 袋井市こころの健康づくりネットワーク | | | | | | | | | | | | | | | ◎ |

| 項目名 | 担当課 | 基本施策番号 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|----------------------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|--|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | |
| 災害時健康支援 | 健康づくり課 危機管理課 | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 発達障害に関する相談 | 健康づくり課 育ちの森 | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | | |
| こころの相談 | 健康づくり課 袋井市社会福祉協議会 | | | | | | | | | ◎ | ◎ | ○ | | | | |
| ファミリー・サポート・センター運営事業（介護部門） | 地域包括ケア推進課 | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| ひとり暮らし高齢者訪問事業 | | | ◎ | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | | |
| 通院介助・外出支援事業 | | | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 居場所づくり | | | | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| 認知症地域支え合い事業 | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | |
| 介護支援ボランティア事業 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |
| 総合相談事業 | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | ◎ | | | | |
| 聖隷袋井市民病院・中東遠総合医療センターにおける相談事業 | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | | |
| 地域ケア会議推進事業 | | | | | | | | | | ◎ | | | | | ○ | |
| 袋井市認知症初期集中支援チーム | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| 在宅医療・介護連携推進事業 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 相談事業所等連絡会 | | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 国民健康保険人間ドック等受診費用助成 | | 市民課 | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 介護サービス事業者等への適正化支援事業 | | | | | | | ○ | | | | ○ | | | | | |
| 介護給付に関する事務 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 介護相談員派遣事業 | | | | | | | | | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 国民年金に関する相談対応 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 法律相談 | 市民課 袋井市社会福祉協議会 | | | | | | | | | ◎ | | ○ | | | | |
| 母子家庭等医療費助成事業 | しあわせ推進課 | | ◎ | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 障害児通所・相談支援給付支給決定事務 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 重症心身障害児童扶養手当 | | | | ○ | | | | | | | ○ | | | | | |
| 子育て短期支援事業 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 児童扶養手当支給事業 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| 児童入所施設措置事業 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| シニアクラブ補助事業 | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| DV相談窓口周知カードの作成及び配布 | | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 人権文化創造講演会 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業 | | | | | | | | ○ | | | ◎ | | | | | |
| 手話奉仕員養成事業 | | | | | | | | ○ | | | | | | | | |

| 項目名 | 担当課 | 基本施策番号 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 障害者相談員による相談業務（身体・知的障害者相談員） | しあわせ推進課 | | | | | | | | ◎ | ○ | | | | | |
| 家庭児童相談員設置事業 | | | | | | | | | ◎ | | | | | | |
| 自立支援給付に関する事務 | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 障害者虐待の対応 | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 養護老人ホームへの入所 | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 家庭児童相談 | | | | | | | | | | ◎ | ○ | | | | |
| 民生委員児童委員事務 | | | | | | | | | | ◎ | ○ | | | | |
| 生活困窮者自立支援事業（子どもの学習支援事業） | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| 生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業） | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金） | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| 生活保護事業（生活相談） | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | |
| 生活保護事業（保護費の支給） | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| 袋井市療育支援ネットワーク連絡会 | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 中遠地域自立支援協議会 | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| フードバンク事業 | しあわせ推進課 袋井市社会協議会 | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| 内職・職業相談 | 産業政策課 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | |
| いわた・ふくろい就職フェア | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 高校生と企業を結ぶ合同企業説明会 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 中小企業資金融資 | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| 3Days Worker's Office構想 | | | | | ◎ | | | | | | | | | | |
| 消費生活対策事務 | | | | | | | | | | | ○ | | | | |
| 公営住宅使用料等滞納整理 | 都市計画課 | | | | | | | ○ | | ○ | | | | | |
| 公営住宅事務 | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 給水停止業務 | 水道課 | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| 滞納整理業務 | 水道課 下水道課 | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| 袋井市立学校安全衛生協議会 | 教育企画課 | ◎ | | | | | | | | | | | | ◎ | |
| 袋井市立学校職員ストレスチェック | | ◎ | | | | | | | | | | | | ◎ | |
| 児童生徒特別支援教育就学奨励事業 | | | | ○ | | | | | | | ◎ | | ○ | | |
| 保育コンシェルジュ事業 | すこやか子ども課 | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| 地域子育て支援システム運営事業 | | | | ○ | | | | | | ○ | ○ | | | | |
| 親スキルアップ講座開催事業 | | | | ○ | | | | | | | | | | ○ | |
| 子育て支援センター運営事業 | | | | ◎ | | | | | | ◎ | ○ | | | | |
| ファミリー・サポート・センター運営事業（育児部門） | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 子ども支援トータルサポート事業 | | 育ちの森 | | | ○ | | | | | ◎ | ○ | | | | |

| 項目名 | 担当課 | 基本施策番号 | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|------------------------------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 児童発達支援事業 | 育ちの森 | | | ○ | | | | | | ◎ | ○ | | | | |
| 教育支援センター | | | | | | | | | | | ○ | | ◎ | | |
| 教育相談（いじめ含む） | 育ちの森 学校教育課 | | | | | | | | | ○ | | ◎ | | | |
| 教職員人事・研修関係事務 | 学校教育課 | ○ | | | | | | | | | | | | ◎ | |
| スクールカウンセラー活用事業 | | | | | | | | | | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | | |
| スクールソーシャルワーカー活用事業 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | ○ | |
| いじめ・不登校等未然防止事業 | | | | | | | | | | | ◎ | | | | |
| スクールネットパトロール | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 社会教育振興事業（家庭教育学級） | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 社会教育関係団体補助事業 | | | | | ○ | | | ○ | | | | | | | |
| 青少年育成事業（少年地域交流事業、地域子ども育成事業、子ども自然観察教室） | 生涯学習課 | | | ○ | | | | | | | | | ○ | | |
| 月見の里学遊館運営事業 | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 社会教育振興事業（講座・学級） | | | | ◎ | | | | | | | | | | | |
| 社会教育振興事業（少年学級） | | | | ○ | | | | | | | | | ○ | | |
| 少年補導センター運営事業 | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | |
| 青少年対策事務 | | | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 図書館運営事業 | | 袋井市立図書館 | | | | ○ | | | | | | | | | |
| 掛川市袋井市推進連絡会事後検証会 | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 森町病院事後検証会 | 消防本部警防課 | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 中東遠MC事後検証会 | | | | | | | | | | | | | | ○ | |
| 心配ごと相談 | 袋井市社会福祉協議会 | | | | | | | | | ◎ | ◎ | ○ | | | |
| 福祉総合相談 | | | | | | | | | | ◎ | ◎ | ○ | | | |
| 学生相談 | 東海アクシス看護専門学校 静岡理科大学 | | | | | | | | | ◎ | | | | | |
| 経営安定特別相談室 | 袋井商工会議所 中小企業相談所 浅羽町商工会 | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| 定例なんでも相談会 | 袋井商工会議所 中小企業相談所 | | | | | | | | | ○ | | | | | |



第5章

自殺対策の推進体制

1 計画の推進体制

本計画を推進するため、庁内の関係部署からなる「袋井市自殺対策庁内連絡会議」を設置して、本市における総合的な対策を推進します。

また、袋井市社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめとした関係機関や医療機関等の専門機関、袋井商工会議所や浅羽町商工会等の民間団体、地域等との連携を強化し、社会全体での取組を推進します。

2 進行管理

本計画に基づいて行われる事業が、目的に沿って進められているかの効果を確認するとともに、計画の目標達成状況を的確に把握し、より効率的・効果的なものとなるよう改善していく必要があります。

そのため、計画の進捗状況を的確に管理（評価）できる具体的な目標設定を行い、目標に対する評価を実施し、「袋井市自殺対策庁内連絡会議」により、本計画の進行管理を行います。

3 取組指標等の一覧

(1) 数値目標

| 指標名 | 単位 | 現状値 2017 (H29) | 目標値 2022 |
|----------------------------------|----|-------------------|-----------------|
| 自殺死亡率（10万人あたり） ※（ ）内数値は自殺死亡者数 | 人 | 17.4 (15人) | 11.6以下 (10人) |

| 指標名 | 単位 | 現状値 2013 (H25)～2017 (H29) | 目標値 2018 (H30)～2022 |
|-------------|----|------------------------------|------------------------|
| 5年間の平均自殺死亡率 | 人 | 20.7 | 13.9以下 |

(2) 主な取組指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 2017 (H29) | 目標値 2022 |
|-------------------------------|----|-------------------|-------------|
| 最近1年以内に自殺したいと思 ったことのある人の割合 | % | 3.5 | 2.3以下 |

| 指標名 | 単位 | 現状値 2017 (H29) | 目標値 2022 |
|------------------------|----|-------------------|-------------|
| 睡眠による休養がとれていない 人の割合 | % | 20.2 | 15.0以下 |

(3) その他の取組指標

| 指標名 | 単位 | 現状値 2017 (H29) | 目標値 2022 |
|-------------------------------------|-----|-------------------|---------------|
| 街頭啓発キャンペーンの実施回数 | 回/年 | - | 2 |
| こころの健康啓発カードの設置箇所数 | 箇所 | 95 | 200 |
| ゲートキーパー養成数 | 人 | 198 | 500 |
| 総合相談窓口における相談件数 | 件/年 | 2,828 | 3,200 |
| TaskAruネットワーク職場見学会の参加人数 | 人 | 65 | 2019年度末 80 |
| シルバー人材センター会員の就業率 | % | 98.5 | 100 |
| 居場所の箇所数 | 箇所 | 16 | 65 |
| 通いの場の箇所数 | 箇所 | 50 | 74 |
| 内職・職業相談における相談件数 | 件 | 326 | 継続実施 |
| 企業へのこころの健康啓発実施回数 | 回/年 | - | 16 |
| (生活困窮者) 支援プランを作成し自立に つながった相談者の割合 | % | 50 | 100 |
| 生後2か月以内の赤ちゃん訪問の実施率 | % | 63.7 | 70.0 |
| 子ども健康教育(こころの健康)実施回数 | 回/年 | 4 | 14 |
| 学校が楽しいと思う児童・生徒の割合 | % | 89.2 | 95.0 |
| 中学1年生における学級生活不満足群の生 徒の割合 | % | 13 | 15以下 |



参考資料

1 計画の策定体制

(1) 袋井市自殺対策計画策定委員会の開催

学識経験を有する者、保健・医療・福祉・教育関係者、その他識見を有する者等で構成する袋井市自殺対策計画策定委員会を設置し、様々な分野の専門的知見から計画案の内容について助言や提言を求めるとともに、本計画に関して必要な事項の協議を行いました。

(2) 袋井市自殺対策庁内連絡会議の開催

庁内関係部署と連携を図り、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、袋井市自殺対策庁内連絡会を設置し、本計画の策定に係る協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって、パブリックコメントを実施し、広く市民から意見を公募しました。

2 計画の策定経過

| 日 程 | 内 容 |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 平成30年7月13日 | 第1回袋井市自殺対策庁内連絡会議での策定方針の協議 |
| 平成30年7月24日 | 第1回袋井市自殺対策計画策定委員会での策定方針の協議 |
| 平成30年9月10日 | 第2回袋井市自殺対策庁内連絡会議での計画素案の協議 |
| 平成30年9月27日 | 第2回袋井市自殺対策計画策定委員会での計画素案の協議 |
| 平成30年10月24日 | 袋井市議会民生文教委員会での計画案の協議 |
| 平成30年11月2日 | 袋井市議会全員協議会での計画案の協議 |
| 平成30年11月26日～ 平成30年12月28日 | パブリックコメントの実施 |
| 平成31年1月17日 | 第3回袋井市自殺対策庁内連絡会議での計画最終案の協議 |
| 平成31年1月29日 | 第3回袋井市自殺対策計画策定委員会での計画最終案の協議 |
| 平成31年3月13日 | 袋井市議会民生文教委員会での計画最終案の協議 |
| 平成31年3月22日 | 袋井市議会全員協議会での計画最終案の協議 |

3 袋井市自殺対策計画策定委員会名簿

| 役職名 | 氏名 | 所属等 | 分野 |
|------|--------|-------------------------------------|-------|
| 委員長 | 尾島 俊之 | 浜松医科大学 | 学識経験者 |
| 副委員長 | 小栗 重子 | 袋井市民生委員児童委員協議会 | 地域住民 |
| 委員 | 一木 教二 | 袋井市自治会連合会 | 地域住民 |
| 委員 | 武井 陽一 | 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会 精神科診療所「こひつじ診療所」 | 保健・医療 |
| 委員 | 松本 克秀 | 袋井市社会福祉協議会 | 福祉 |
| 委員 | 大田 佳代 | 社会福祉法人ひつじ 生活支援センター袋井いろいろ | 福祉 |
| 委員 | 小久保 秀樹 | 社会福祉法人デンマーク牧場福祉会 児童養護施設「まきばの家」 | 福祉 |
| 委員 | 飯田 一幸 | 袋井地区労働者福祉協議会 | 福祉 |
| 委員 | 松本 葉留美 | 袋井市特別支援教育アドバイザー | 教育 |
| 委員 | 小池 秀幸 | 静岡県精神保健福祉センター (自殺対策推進センター) | 行政 |
| 委員 | 平垣 勇人 | 袋井警察署 | 行政 |

4 袋井市自殺対策庁内連絡会議名簿

| 役職名 | 氏名 | 所属等 |
|------|-------|--------------------|
| 会長 | 名倉 小春 | 総合健康センター長 |
| 副会長 | 富山 正俊 | 総合健康センター健康づくり課長 |
| メンバー | 安形 恵子 | 総務部協働まちづくり課長 |
| メンバー | 城内 優 | 総合健康センター地域包括ケア推進課長 |
| メンバー | 大庭 英男 | 市民生活部市民課長 |
| メンバー | 鈴木 明 | 市民生活部しあわせ推進課長 |
| メンバー | 村田 雅俊 | 産業環境部産業政策課長 |
| メンバー | 乗松 里好 | 教育委員会すこやか子ども課長 |
| メンバー | 加藤 邦夫 | 教育委員会育ちの森所長 |
| メンバー | 平野 邦孝 | 教育委員会学校教育課長 |
| メンバー | 杉山 明子 | 教育委員会生涯学習課長 |

5 袋井市内及び近隣市町等の相談窓口等一覧

(1) 袋井市内及び近隣市町等のこころの相談窓口

| 相談機関名 | 所在地・連絡先 |
|---|-----------------------------|
| 袋井市総合健康センター（総合相談窓口） 健康や福祉、医療や生活に関する相談、 全般に応じます。 | 袋井市久能2515-1 0538-84-7836 |

| 相談機関名 | 所在地・連絡先 |
|---|---|
| 袋井市健康づくり課（こころの健康相談） 保健師等が相談に応じます。 | 袋井市久能2515-1 0538-42-7340 |
| 袋井市しあわせ推進課 （精神保健に関する相談） 保健師が相談に応じます。 | 袋井市新屋一丁目1-1 0538-44-3114 |
| 袋井市社会福祉協議会（こころの相談） 精神保健福祉士が相談に応じます。 | 袋井市久能2515-1 0538-43-3020 |
| 袋井市社会福祉協議会（心配ごと相談） | 袋井市久能2515-1 0538-43-3020 |
| 生活支援センター袋井いろいろ | 袋井市久能2497-16 0538-45-1650 |
| 静岡県西部健康福祉センター （精神保健福祉総合相談） 精神科医が相談に応じます。 | 磐田市見付3599-4 0538-37-2252 |
| 静岡県精神保健福祉センター （こころの電話） | 0538-37-5560 |
| 静岡県障害福祉課所管 （若者こころの悩み相談窓口） 概ね40歳未満の若者とそのご家族からの 相談に応じます。 | 0800-200-2326 |
| 精神科救急情報センター「精神科救急ダイヤル」 | 054-253-9905 |
| 遠江断酒会（アルコール依存に関する相談） | 090-8321-1834（会長 山本幹雄） 0538-85-2982 |
| 浜松いのちの電話 | 053-473-6222 |
| 自殺予防いのちの電話 | 0120-783-556 |
| 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト 「こころの耳」 | http://kokoro.mhlw.go.jp |

(2) 袋井市内及び近隣市町のこころ・睡眠に関する医療機関

| 医療機関名（診療科目） | 所在地・連絡先 | |
|-------------|------------------------------------|-------------------------------|
| 診療所 | 福) デンマーク牧場福祉会こひつじ 診療所（精神科・心療内科） | 袋井市山崎5902-185 0538-23-0660 |
| | たまがきこころのクリニック （精神科・心療内科） | 袋井市高尾1763-2 0538-41-1111 |

| | 医療機関名(診療科目) | 所在地・連絡先 |
|------|---------------------------------|--|
| 診療所 | 磐田こころのクリニック (精神科・心療内科) | 磐田市国府台25-20 0538-36-0222 |
| | なごみクリニック(精神科・心療内科) | 磐田市今之浦3-10-5(平成31年4月移転予定) 0538-21-3000 |
| | 高尾医院(精神科・心療内科) | 磐田市見付3607 0538-31-6161 |
| | 城東こころのクリニック (精神科・漢方精神科・心療内科) | 掛川市宮脇1-15-1 0537-61-1655 |
| | 高松ストレスケア・クリニック (精神科・心療内科) | 掛川市中央1-3-11 Vent Brillant 2F 0537-23-6200 |
| | メンタルクリニック掛川 (精神科・心療内科) | 掛川市亀の甲1-19-16 0537-21-2107 |
| | 岡本クリニック(精神科・心療内科) | 菊川市加茂1984-1 0537-37-0200 |
| 病院 | 磐田原病院(精神科・神経科) | 磐田市大久保42-15 0538-38-0621 |
| | 服部病院(精神科・神経科) | 磐田市西貝塚3781-2 0538-32-7121 |
| | 福田西病院(精神科・神経科) | 磐田市一色22 0538-58-1175 |
| | 小笠病院(精神科) | 掛川市篠場708 0537-22-2288 |
| | 川口会病院(精神科・神経科) | 掛川市大池680 0537-22-4178 |
| | 菊川市立総合病院(精神科) | 菊川市東横地1632 0537-35-2135 |
| 専睡門眠 | 磐田メイツ睡眠クリニック | 磐田市中田648-1 0538-39-0300 |



こちらのQRコードから各相談機関・医療機関の詳細な情報を確認できます。

袋井市自殺対策計画

発行日：平成31（2019）年3月

発行者：袋井市役所

総合健康センター 健康づくり課

〒437-0061

静岡県袋井市久能2515-1

TEL：(0538) 84-6127

FAX：(0538) 42-7276

